

02

障害福祉サービスを実施している
東京都のNPO法人実態調査

1 調査の目的

障害福祉サービス事業を実施しているNPO法人について、公表されているデータから事業の種類や事業規模、法人税の申告状況などの調査を行い、障害福祉サービス事業を実施しているNPO法人の実態を把握し、適正・公平な課税の実現に資する基礎的な資料を得ることを目的とする。

2 調査対象（(1)→(4)の順に調査対象が重複しないよう法人数が絞られている）

障害福祉サービスを実施しているNPO法人のうち、次の法人

- (1) 就労系NPO法人：就労支援事業（就労移行支援、就労継続支援（A型・B型））を行っているNPO法人
- (2) 日中活動系NPO法人：(1)の法人以外で生活介護事業を行っているNPO法人
- (3) 居住支援系NPO法人：(1)、(2)の法人以外で共同生活援助事業を行っているNPO法人
- (4) 訪問系NPO法人：(1)～(3)以外で訪問系事業（居宅介護、重度訪問介護）を行っているNPO法人（介護保険サービス事業者を除く。）

3 抽出方法

東京都に主たる事務所があり、WAM NET（独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト）で提供された障害者サービス等情報検索サイトから「特定非営利活動法人」または「NPO法人」で抽出できた法人全件を調査対象とした。

4 調査事項（事業計画中や事業開始1年未満の法人は調査の対象外）

(1) NPO法人が実施している事業の情報

障害福祉サービスのみならず、実施している事業の全般の内容

(2) NPO法人の会計情報

經常収益、事業費、管理費、正味財産合計額、法人税の申告が推定できる勘定科目の記載や金額、そのほか財務諸表の注記から把握できた障害福祉サービス別の収益、事業費など

5 調査対象法人の抽出日

平成31年2月6日

6 調査方法

NPO法人の情報公開制度を利用し、4(1)の事業情報は、公開されている事業報告書から、また4(2)の会計情報は、公開された会計報告書類から調査した。なお、情報公開されていない法人や会計情報が適正でない場合など、正確な情報を得られないと判断した法人は、集計対象から除外した。

○調査項目（T1）：東京都 / 就労系 / 事業種別

東京都で就労継続支援事業（A型・B型）又は就労移行支援事業を実施していると思われたNPO法人181法人のうち、事業報告書等入手し調査対象とした173法人について、就労系以外にどのような障害福祉サービスを実施しているかを分析した結果である。

1 実施している事業数

就労系事業のみを実施している法人は65法人（37.6%）であり、複数の事業を行っている法人の割合の方が多かった。複数事業実施法人では、就労系以外に1事業が51法人、2事業が29法人、3事業が13法人であり、これらで複数事業実施法人の86.1%を占めた。また、就労系以外に8事業を行っていた法人が最大であった。

2 実施している事業種類

就労系以外では、共同生活援助を行っている法人が多く、障害者の生活全般を支援するニーズに、NPO法人が応えようとしている結果ではないかと思われる。

次に相談支援事業、地域生活支援事業が多く、収益事業とされている介護保険サービス事業を行っている法人は、8法人（全体の4.6%）と少数であった。

事業分類	法人数
就労継続支援（A型）	19
就労継続支援（B型）	160
就労移行	19
生活介護	15
生活（自立）訓練	5
共同生活援助	47
相談支援	34
地域生活支援	28
放課後等デイサービス	13
居宅介護（※1）	9
介護保険サービス	8
施設運営	22
その他（主に受託サービス）	18
合計（※2）	397

※1 重度訪問介護、行動援護、同行援護を含む

※2 法人で複数の事業を実施しているので合計は、調査法人数（173）と一致しない

○併せて参照して欲しい調査項目：T10.T19.T28（事業種別分析）

○調査項目（T2）：東京都 / 就労系 / 経常収益・事業費

東京都で就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業を実施している法人で事業報告書等を入手した173法人について、法人の規模を分析した結果である。

経常収益合計額、事業費合計額ともに10階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。分類階層では、経常収益、事業費とも2,500万円以上5,000万円未満の法人数が一番多い結果となった。就労系事業のみを実施している法人が、調査事項（T1）で分析したとおり構成割合では最多であり、その結果が経常収益、事業費の規模にも影響しているのではないかとと思われる。

また、1億円以上の経常収益がある法人が、1/3程度、57法人（32.9%）あり、その中には、就労系事業所を複数展開している場合や就労系以外の事業を実施している事業所も多かったため、その結果が反映されているものと思われる。

経常収益と事業費の平均値は、それぞれ 173,982 千円と 153,368 千円であった。平均値は 1.75 億円以上の経常収益等のあった法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、経常収益 72,613 千円、事業費 61,506 千円であった。

区 分	経常収益計			事業費計		
	法人数	構成割合	累計	法人数	構成割合	累計
2,500 万未満	10	5.8%	5.8%	14	8.2%	8.2%
5,000 万未満	49	28.3%	34.1%	55	32.2%	40.4%
7,500 万未満	35	20.2%	54.3%	34	19.9%	60.2%
1 億未満	22	12.7%	67.1%	20	11.7%	71.9%
1.25 億未満	13	7.5%	74.6%	15	8.8%	80.7%
1.5 億未満	15	8.7%	83.2%	11	6.4%	87.1%
1.75 億未満	5	2.9%	86.1%	3	1.8%	88.9%
2 億未満	4	2.3%	88.4%	4	2.3%	91.2%
2.5 億未満	4	2.3%	90.8%	5	2.9%	94.2%
2.5 億以上	16	9.2%	100.0%	10	5.8%	100.0%
	173			171		

※事業費の合計法人が 2 法人少ないのは、事業費の把握が困難であった会計書類によるもの。

○併せて参照して欲しい調査項目：T1（事業種別分析）.T11.T20.T29（経常収益・事業費分析）

○調査項目（T3）：東京都 / 就労系 / 補助金等

東京都で就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業を実施している法人で事業報告書等入手した 173 法人のうち、補助金と助成金の額が把握できた 138 法人について、補助金と助成金の合計額を分析した結果である。

補助金と助成金の合計を、11 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

東京都は他の地域に比較して人件費や家賃などが高く、国基準の訓練等給付金だけでは、事業継続が難しいところから、都独自の補助制度（日中活動系サービス推進事業補助金）を設けており、さらに、区部や市部でも都の補助金に上乘せる形で、賃貸物件である事業所には家賃補助なども行っている場合がある。

NPO 法人会計基準では、経常収益を形態別に区分して表記され、この会計基準に沿った会計書類であれば、「受取助成金等」の項目として比較的容易に把握できたところであるが、法人によっては、表記のない場合もあり、集計対象から除外した。

分類階層では、1,000 万円以上 1,500 万円未満の法人数が 27 法人（19.6%）と一番多い結果となった。

全体では、1,000 万円以上の補助金等を受けている法人数が半数を超えており（75 法人（54.3%））、したがって、公的な補助金等がなければ、NPO 法人の事業継続は相当難しいものと思われる。

補助金等の平均値は、23,310 千円と 3,000 万円以上の補助金等のあった 18 法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、最多法人数のあった階層に含まれる 11,145 千円であった。

区 分	法人数	構成割合	累計
250 万未満	1	0.7%	0.7%
500 万未満	20	14.5%	15.2%
750 万未満	21	15.2%	30.4%
1,000 万未満	21	15.2%	45.7%
1,500 万未満	27	19.6%	65.2%
2,000 万未満	13	9.4%	74.6%
2,500 万未満	14	10.1%	84.8%
3,000 万未満	3	2.2%	87.0%
5,000 万未満	10	7.2%	94.2%
1 億未満	5	3.6%	97.8%
1 億以上	3	2.2%	100.0%
	138		

○併せて参照して欲しい調査項目：T12.T21.T30（補助金等分析）

○調査項目（T4）：東京都 / 就労系 / 事業収益

東京都で就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業を実施している法人で事業報告書等入手した173法人のうち、障害福祉サービス事業を含む事業収益が把握できた138法人について、事業収益の合計額を分析した結果である。

事業収益の合計を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。分類階層では、3,000万円以上4,000万円未満の法人数が30法人（21.7%）と一番多い結果となった。

就労系事業のみを実施している法人が、調査事項（T1）で分析したとおり構成割合では最多であり、その結果が事業収益の規模にも影響しているのではないと思われる。

また、1億円以上の事業収益がある法人が、1/4程度、32法人（23.2%）あり、その中には、就労系事業所を複数展開している場合や就労系以外の事業を実施している事業所も多かったため、その結果が反映されているものと思われる。

特に、障害福祉サービス事業以外に自治体などの事業や施設運営を受託している22法人は、比較的規模の大きな法人が多く、そのうち13法人に1億円以上の事業収益があった。

事業収益の平均値は、162,415千円と2億円以上の事業収入のあった10法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、53,160千円であった。

区 分	法人数	構成割合	累計
1,000 万未満	1	0.7%	0.7%
2,000 万未満	5	3.6%	4.3%
3,000 万未満	17	12.3%	16.7%
4,000 万未満	30	21.7%	38.4%
5,000 万未満	11	8.0%	46.4%
7,500 万未満	27	19.6%	65.9%
1 億未満	15	10.9%	76.8%
1.5 億未満	18	13.0%	89.9%
2 億未満	4	2.9%	92.8%
2.5 億未満	3	2.2%	94.9%
2.5 億以上	7	5.1%	100.0%
	138		

○併せて参照して欲しい調査項目：T1（事業種別分析）.T13.T22.T31（事業収益分析）

○調査項目 (T5) : 東京都 / 就労系 / その他の収益

東京都で就労継続支援事業 (A 型・B 型)、就労移行支援事業を実施している法人で事業報告書等入手した 173 法人のうち、障害福祉サービス事業を含む事業収益が把握できた 138 法人について、補助金・助成金、事業収益以外の収益の合計額 (会費や寄付金、雑収益など) を分析した結果である。

その他の収益の合計を、10 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、10 万円以上 50 万円未満の法人数が 42 法人 (30.4%) と一番多い結果となった。全体でもその他の収益が 200 万円未満の法人が 8 割、111 法人 (80.4%) を占めていた。

その他の収益合計の平均値は、2,150 千円と 250 万円以上のその他の収益があった 25 法人に引張られる形で上振れしているが、中央値は、528 千円と比較的少額であった。

NPO 法人の経常収益合計に占めるその他の収益計の割合を、それぞれの中央値で計算 (528 千円 ÷ 72,613 千円) すると、0.7% となり、就労系の NPO 法人は、事業収益と制度化された補助金のみで運営している事業型 NPO 法人が主体と、考えてよいのではないかとと思われる。

区 分	法人数	構成割合	累計
10 万未満	25	18.1%	18.1%
50 万未満	42	30.4%	48.6%
100 万未満	22	15.9%	64.5%
200 万未満	22	15.9%	80.4%
250 万未満	2	1.4%	81.9%
500 万未満	14	10.1%	92.0%
750 万未満	5	3.6%	95.7%
1,000 万未満	3	2.2%	97.8%
5,000 万未満	2	1.4%	99.3%
5,000 万以上	1	0.7%	100.0%
	138		

○併せて参照して欲しい調査項目 : T2 (経常収益分析) ・ T14.T23.T32 (その他の収益分析)

○調査項目 (T6) : 東京都 / 就労系 / 管理費

東京都で就労継続支援事業 (A 型・B 型)、就労移行支援事業を実施している法人で事業報告書等入手した 173 法人のうち、経常費用を事業費と管理費に分類していた 171 法人について、管理費の合計額を分析した結果である。

管理費の合計を、10 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、10 万円未満の法人数が 30 法人 (17.5%) と一番多い結果となったが、1,000 万円以上 5,000 万円の階層にも 28 法人 (16.4%) があり、低階層帯と高階層帯に法人が、2 極化されていた。

管理費の合計が 250 万円未満の法人が 5 割、89 法人 (52.0%) を占めており、全体の半分の法人は、常勤の事務局員を雇用できる状態ではないと思われるが、比較的事業規模の大きな法人は常勤の職員を雇用し、その分の人件費が増加した分、管理費の合計が、750 万円以上の法人、49 法人 (28.7%) が増加し、2 極化したと見てよいのではないかと。

管理費の合計額の平均値は、17,105 千円と 5,000 万円以上の管理費があった 9 法人に引張られ

る形で上振れしているが、中央値は、2,189千円と、やはり常勤職員の雇用が難しい金額となっている。

区 分	法人数	構成割合	累計
10万未満	30	17.5%	17.5%
50万未満	24	14.0%	31.6%
100万未満	12	7.0%	38.6%
200万未満	18	10.5%	49.1%
250万未満	5	2.9%	52.0%
500万未満	17	9.9%	62.0%
750万未満	16	9.4%	71.3%
1,000万未満	12	7.0%	78.4%
5,000万未満	28	16.4%	94.7%
5,000万以上	9	5.3%	100.0%
	171		

○併せて参照して欲しい調査項目：T15.T24.T33（管理費分析）

○調査項目（T7）：東京都 / 就労系 / 当期経常増減額

東京都で就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業を実施している法人で事業報告書等を入手した173法人について、当期経常増減額を分析した結果である。

当期経常増減額を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。分類階層では、500万円未満の赤字法人数が42法人（24.3%）と一番多い結果となったが、500万円未満の黒字法人も64法人（37.0%）存在し、当期経常増減額500万円未満の法人が全体の約7割を占めた。

東京都の場合、人件費や家賃が高いため、都や区市などの自治体から訓練等給付金のほかに補助金が支給されているにも関わらず、3割近い法人が赤字決算であった

当期経常増減額の合計額の平均値は、4,211千円と500万円以上の当期経常増減額があった51法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、1,825千円となっている。

区 分	法人数	構成割合	累計
△ 1,000万以上	5	2.9%	2.9%
△ 500万以上	11	6.4%	9.2%
0 未満	42	24.3%	33.5%
100万未満	22	12.7%	46.2%
200万未満	11	6.4%	52.6%
300万未満	10	5.8%	58.4%
400万未満	11	6.4%	64.7%
500万未満	10	5.8%	70.5%
1,000万未満	27	15.6%	86.1%
5,000万未満	20	11.6%	97.7%
5,000万以上	4	2.3%	100.0%
	173		

○併せて参照して欲しい調査項目：T16.T25.T34（当期経常増減額分析）

○調査項目 (T8) : 東京都 / 就労系 / 正味財産合計額

東京都で就労継続支援事業 (A 型・B 型)、就労移行支援事業を実施している法人で事業報告書等
を入手した 171 法人について、正味財産合計額を分析した結果である。

当期経常増減額を、11 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。
分類階層では、2,500 万円以上 5,000 万円未満の法人数が 40 法人 (23.1%) と一番多い結果となったが、
正味財産がマイナスとなっている法人が 15 法人 (8.7%) 認められた。
逆に 1 億円以上の法人も 29 法人 (16.8%) 存在していた。
正味財産の合計額の平均値は、54,333 千円と 1 億円以上の正味財産があった 29 法人に引っ張られ
る形で上振れしているが、中央値は、30,908 千円となっている。

区 分	法人数	構成割合	累計
△ 1,000 万以上	5	2.9%	2.9%
△ 500 万以上	1	0.6%	3.5%
0 未満	9	5.2%	8.7%
500 万未満	11	6.4%	15.0%
1,000 万未満	9	5.2%	20.2%
2,500 万未満	33	19.1%	39.3%
5,000 万未満	40	23.1%	62.4%
7,500 万未満	20	11.6%	74.0%
1 億未満	16	9.2%	83.2%
1.5 億未満	16	9.2%	92.5%
1.5 億以上	13	7.5%	100.0%
	173		

○併せて参照して欲しい調査項目 : T17.T26.T35 (正味財産合計額分析)

○調査項目 (T9) : 東京都 / 就労系 / 申告内容

東京都で就労継続支援事業 (A 型・B 型)、就労移行支援事業を実施している法人で事業報告書等
を入手した 173 法人について、法人税の申告状況を分析した結果である。

1 租税公課科目以外に法人税を別の科目で表示している法人の状況

173 法人中 99 法人が租税公課科目以外に法人税住民税等科目を表記しており、そのうち、法人住
民税の均等割 (7 万円) 以上の金額の記載のある法人は、38 法人 (うち、均等割りのみ 16 法人) あ
った。

区 分	法人数	構成割合	累計
0 又は記載なし	59	59.6%	59.6%
25 万未満	25	25.3%	84.8%
50 万未満	3	3.0%	87.9%
75 万未満	2	2.0%	89.9%
100 万未満	2	2.0%	91.9%
500 万未満	6	6.1%	98.0%
1,000 万未満	0	0.0%	98.0%
2,000 万未満	1	1.0%	99.0%

3,000万未満	0	0.0%	99.0%
3,000万以上	1	1.0%	100.0%
	99		

2 租税公課科目のみを表示している法人の状況

173法人から1の法人税住民税等科目を表記している法人（99法人）を除いた74法人が、租税公課科目がある、または租税公課科目の表記のない法人であった。

そのうち租税公課科目に7万円以上の金額が記載された法人は26法人であったが、内訳が不明なため、固定資産税や消費税である可能性も拭いきれない。

そのため、租税公課科目の金額が、次の算式で得た金額以上の法人を抽出し、法人税の申告をしていると推定される法人を絞り込んだところ、26法人中13法人が該当した。

【算式】 $\text{租税公課科目の金額} \geq (\text{当期経常増減額} - \text{その他の収益計}) \times 15\% (\text{法人税の基本税率}) + 7\text{万円} (\text{均等割税額})$

3 申告想定法人の割合

法人税の申告法人は、単純に1の38法人（法人税住民税等科目：7万円以上）と2の26法人（租税公課科目：7万円以上）を合計すると64法人となり、全体に占める法人税の申告割合は37.0%となる。

また、2の計算式により法人税の申告法人を絞り込んだ法人（13法人）を基に、法人税の申告法人を算出すると、1の38法人と併せて51法人となり、法人税の申告割合は29.5%となる。

なお、この51法人には、介護保険サービスを実施していたり、施設運営や法外サービスを受託していたり、障害福祉サービス以外の事業を実施している22法人が含まれている。

仮に、これら障害福祉サービス事業以外の事業を実施している22法人を除くと申告想定法人は29法人となり、全体の法人税の申告割合を求めると、16.8%まで低下する結果となる。

○併せて参照して欲しい調査項目：T18.T27.T36（申告内容分析）

○調査項目（T10）：東京都 / 日中活動系 / 事業種別

東京都で生活介護事業の調査対象としたNPO法人44法人のうち、就労継続支援事業（A型・B型）又は就労移行支援事業を実施している21法人を除いた23法人について、生活介護事業以外にどのような障害福祉サービスを実施しているかを分析した結果である。

1 実施している事業数

生活介護事業のみを実施している法人は5法人（21.70%）であり、複数の事業を行っている法人の割合の方が多かった。複数事業実施法人では、生活介護事業以外に1事業が6法人、2事業が5法人、3事業が5法人であり、これらで複数事業実施法人の88.9%を占めた。また、生活介護事業以外に5事業を行っていた法人が最大であった。

2 実施している事業種類

地域生活支援を行っている法人が多く、同じように障害者の日中活動を支援するニーズに、NPO法人が応えようとしている結果ではないかと思われる。

次に共同生活援助事業、相談支援事業が多く、収益事業とされている介護保険サービス事業を行っている法人はなかった。

事業分類	法人数
生活介護	23
生活（自立）訓練	1
共同生活援助	11
相談支援	6
地域生活支援	12
放課後等デイサービス	3
居宅介護（※1）	3
短期入所	2
その他（法外サービス）	2
合計（※2）	63

※1 重度訪問介護、行動援護、同行援護を含む

※2 法人で複数の事業を実施しているため合計は、調査法人数（23）と一致しない。

○併せて参照して欲しい調査項目：T1.T19.T28（事業種別分析）

○調査項目（T11）：東京都 / 日中活動系 / 経常収益・事業費

東京都で生活介護事業の調査対象とした NPO 法人 44 法人のうち、就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業を実施している法人を除いた 23 法人について、法人の規模を分析した結果である。

経常収益合計額、事業費合計額ともに 10 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、経常収益では 5,000 万円以上 7,500 万円未満、事業費では 2,500 万円以上 5,000 万円未満の法人が一番多い結果となった。

また、1 億円以上の経常収益がある法人が、ほぼ半数、11 法人（47.8%）あり、就労系事業所よりも大規模法人が占める割合が多い。

就労系の分類階層では、経常収益、事業費とも 2,500 万円以上 5,000 万円未満の法人が最多であったが、生活介護事業を実施している法人は、就労系よりも人的配置や施設にも相当の配慮が必要であり、規模に影響しているのではないと思われる。

経常収益と事業費の平均値は、それぞれ 108,242 千円と 96,389 千円であった。平均値は 1.25 億円以上の経常収益のあった 9 法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、経常収益 98,286 千円、事業費 76,488 千円であった。

区分	経常収益計			事業費計		
	法人数	構成割合	累計	法人数	構成割合	累計
2,500 万未満	1	4.3%	4.3%	1	4.3%	4.3%
5,000 万未満	3	13.0%	17.4%	6	26.1%	30.4%
7,500 万未満	6	26.1%	43.5%	4	17.4%	47.8%
1 億未満	2	8.7%	52.2%	3	13.0%	60.9%
1.25 億未満	2	8.7%	60.9%	2	8.7%	69.6%
1.5 億未満	2	8.7%	69.6%	3	13.0%	82.6%
1.75 億未満	4	17.4%	87.0%	3	13.0%	95.7%
2 億未満	1	4.3%	91.3%	0	0.0%	95.7%
2.5 億未満	1	4.3%	95.7%	0	0.0%	95.7%
2.5 億以上	1	4.3%	100.0%	1	4.3%	100.0%
	23			23		

○併せて参照して欲しい調査項目：T2.T20.T29（経常収益・事業費分析）

○調査項目 (T12) : 東京都 / 日中活動系 / 補助金等

東京都で生活介護事業の調査対象としたNPO法人44法人のうち、就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業を実施している法人を除いた23法人について、法人の補助金等を分析（決算書類で数値を集計できなかった2法人は除く。）した結果である。

補助金と助成金の合計を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

東京都は他の地域に比較して人件費などが高く、国基準の訓練等給付金だけでは、事業継続が難しいところから、都独自の補助制度（日中サービス費補助金）を設けており、さらに、区部や市部でも都の補助金に上乘せする形で、賃貸物件である事業所には家賃補助なども行っている場合がある。

NPO法人会計基準では、経常収益を形態別に区分して表記され、この会計基準に沿った会計書類であれば、「受取助成金等」の項目として比較的容易に把握できたところであるが、法人によっては、表記のない場合もあり、集計対象から除外した。

分類階層では、500万円以上750万円未満の法人数が5法人（23.8%）と一番多い結果となった。

全体では、1,000万円以上の補助金等を受けている法人数がほぼ半数（10法人（47.6%））存在し、公的な補助金等がなければ、就労系事業と同様に事業継続は相当難しいものと思われる。

補助金等の平均値は、23,602千円と2,500万円以上の補助金等のあった4法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、最多階層に近い8,589千円であった。

区 分	法人数	構成割合	累計
250万未満	1	4.8%	4.8%
500万未満	2	9.5%	14.3%
750万未満	5	23.8%	38.1%
1,000万未満	3	14.3%	52.4%
1,500万未満	2	9.5%	61.9%
2,000万未満	2	9.5%	71.4%
2,500万未満	2	9.5%	81.0%
3,000万未満	0	0.0%	81.0%
5,000万未満	2	9.5%	90.5%
1億未満	1	4.8%	95.2%
1億以上	1	4.8%	100.0%
	21		

○併せて参照して欲しい調査項目：T3.T21.T30（補助金等分析）

○調査項目 (T13) : 東京都 / 日中活動系 / 事業収益

東京都で生活介護事業の調査対象としたNPO法人44法人のうち、就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業を実施している法人を除いた23法人について、法人の事業収益を分析（決算書類で数値を集計できなかった2法人は除く。）した結果である。

事業収益の合計を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、4階層において法人数が4法人（19.0%）となり、最多階層が全体に分散していた。

調査対象法人が、少ないことによるものと、7,500万円以上の事業収益がある法人が、ほぼ半数の11法人（52.4%）を占めていることから、事業収益の最多階層も分散したと思われる。

事業収益の平均値は、84,252 千円と1億円以上の事業収入のあった7法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、76,815 千円であった。

区 分	法人数	構成割合	累計
1,000 万未満	0	0.0%	0.0%
2,000 万未満	1	4.8%	4.8%
3,000 万未満	4	19.0%	23.8%
4,000 万未満	0	0.0%	23.8%
5,000 万未満	4	19.0%	42.9%
7,500 万未満	1	4.8%	47.6%
1 億未満	4	19.0%	66.7%
1.5 億未満	4	19.0%	85.7%
2 億未満	2	9.5%	95.2%
2.5 億未満	1	4.8%	100.0%
2.5 億以上	0	0.0%	100.0%
	21		

○併せて参照して欲しい調査項目：T4.T22.T31（事業収益分析）

○調査項目（T14）：東京都 / 日中活動系 / その他の収益

東京都で生活介護事業の調査対象としたNPO法人44法人のうち、就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業を実施している法人を除いた23法人について、法人のその他の収益を分析（決算書類で数値を集計できなかった2法人は除く。）した結果である。

その他の収益の合計を、10階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、10万円以上200万円未満の3階層の法人数が、同一の4法人（19.0%）となり、最多階層となった。

全体でも、その他の収益が200万円未満の法人が2/3、法人（66.7%）を占めていた。

その他の収益合計の平均値は、2,360千円と250万円以上のその他の収益があった5法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、1,018千円であった。

NPO法人の経常収益合計に占めるその他の収益計の割合を、それぞれの中央値で計算（1,018千円÷98,286千円）すると、1.0%であり、就労系のNPO法人と同様、事業型NPO法人が主体と考えてよいのではないかとと思われる。

区 分	法人数	構成割合	累計
10 万未満	2	9.5%	9.5%
50 万未満	4	19.0%	28.6%
100 万未満	4	19.0%	47.6%
200 万未満	4	19.0%	66.7%
250 万未満	2	9.5%	76.2%
500 万未満	1	4.8%	81.0%
750 万未満	2	9.5%	90.5%
1,000 万未満	2	9.5%	100.0%
5,000 万未満	0	0.0%	100.0%
5,000 万以上	0	0.0%	100.0%
	21		

○併せて参照して欲しい調査項目：T5.T23.T32（その他の収益分析）

○調査項目 (T15) : 東京都 / 日中活動系 / 管理費

東京都で生活介護事業の調査対象としたNPO法人44法人のうち、就労継続支援事業(A型・B型)、就労移行支援事業を実施している法人を除いた23法人について、法人の管理費を分析した結果である。

管理費の合計を、10階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。分類階層では、1,000万円以上5,000万円未満の法人数が6法人(26.1%)と一番多い結果となったが、100万円未満の階層には8法人(34.8%)、100万円以上500万円未満の階層にも、7法人(30.4%)があり、低階層帯と高階層帯に法人が、2極化されていた。

管理費の合計が250万円未満の法人が5割、12法人(52.2%)を占めており、全体の半分の法人は、常勤の事務局員を雇用できる状態ではないと思われるが、比較的事業規模の大きな法人は常勤の職員を雇用し、1,000万円以上5,000万円未満の法人数が一番多い結果となったのではないと思われる。

管理費の合計額の平均値は、6,084千円と750万円以上の管理費があった7法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、2,360千円と、やはり常勤職員の雇用が難しい金額となっている。

区 分	法人数	構成割合	累計
10 万未満	3	13.0%	13.0%
50 万未満	2	8.7%	21.7%
100 万未満	3	13.0%	34.8%
200 万未満	2	8.7%	43.5%
250 万未満	2	8.7%	52.2%
500 万未満	3	13.0%	65.2%
750 万未満	1	4.3%	69.6%
1,000 万未満	1	4.3%	73.9%
5,000 万未満	6	26.1%	100.0%
5,000 万以上	0	0.0%	100.0%
	23		

○併せて参照して欲しい調査項目 : T6.T24.T33 (管理費分析)

○調査項目 (T16) : 東京都 / 日中活動系 / 当期経常増減額

東京都で生活介護事業の調査対象としたNPO法人44法人のうち、就労継続支援事業(A型・B型)、就労移行支援事業を実施している法人を除いた23法人について、法人の当期経常増減額を分析した結果である。

当期経常増減額を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。分類階層では、3階層において法人数が5法人(21.7%)となり、最多階層が分散した。赤字法人数が6法人(26.1%)を占めたが、500万円以上の黒字法人も10法人(43.5%)存在した。東京都の場合、人件費や家賃が高いため、都や区市などの自治体から訓練等給付金のほかに補助金が支給されているにも関わらず、約1/4(26.1%)の法人が赤字決算であった。当期経常増減額の合計額の平均値は、5,769千円と1,000万円以上の当期経常増減額があった5法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、4,419千円となっている。

区 分	法人数	構成割合	累計
△ 1,000 万以上	1	4.3%	4.3%
△ 500 万以上	0	0.0%	4.3%

0 未満	5	21.7%	26.1%
100 万未満	0	0.0%	26.1%
200 万未満	1	4.3%	30.4%
300 万未満	3	13.0%	43.5%
400 万未満	1	4.3%	47.8%
500 万未満	2	8.7%	56.5%
1,000 万未満	5	21.7%	78.3%
5,000 万未満	5	21.7%	100.0%
5,000 万以上	0	0.0%	100.0%
	23		

○併せて参照して欲しい調査項目：T7.T25.T34（当期経常増減額分析）

○調査項目（T17）：東京都 / 日中活動系 / 正味財産合計額

東京都で生活介護事業の調査対象とした NPO 法人 44 法人のうち、就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業を実施している法人を除いた 23 法人について、法人の正味財産合計を分析した結果である。

当期経常増減額を、11 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、2,500 万円以上 5,000 万円未満と 1 億円以上 1.5 億円未満の法人数が、5 法人（21.7%）と同一となり最多階層となった。

就労系では存在した、正味財産がマイナスとなっている法人は 0 であった。

正味財産の合計額の平均値は、93,539 千円と 1 億円以上の正味財産合計額があった 9 法人に引張られる形で上振れしているが、中央値は、71,630 千円となっている。

区 分	法人数	構成割合	累計
△ 1,000 万以上	0	0.0%	0.0%
△ 500 万以上	0	0.0%	0.0%
0 未満	0	0.0%	0.0%
500 万未満	1	4.3%	4.3%
1,000 万未満	0	0.0%	4.3%
2,500 万未満	3	13.0%	17.4%
5,000 万未満	5	21.7%	39.1%
7,500 万未満	3	13.0%	52.2%
1 億未満	2	8.7%	60.9%
1.5 億未満	5	21.7%	82.6%
1.5 億以上	4	17.4%	100.0%
	23		

○併せて参照して欲しい調査項目：T8.T26.T35（正味財産合計額分析）

○調査項目（T18）：東京都 / 日中活動系 / 申告内容

東京都で生活介護事業を実施している NPO 法人 44 法人のうち、就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業を実施している法人を除いた 23 法人について、法人税の申告状況を分析した結果である。

1 租税公課科目以外に法人税を別の科目で表示している法人の状況

23 法人中 10 法人が租税公課科目以外に法人税住民税等科目を表記しており、そのうち、法人住民税の均等割（7 万円）以上の金額の記載のある法人は、7 法人（うち、均等割りのみ 4 法人）あった。

区分	法人数	構成割合	累計
0 又は記載なし	2	20.0%	20.0%
25 万未満	5	50.0%	70.0%
50 万未満	1	10.0%	80.0%
75 万未満	0	0.0%	80.0%
100 万未満	0	0.0%	80.0%
500 万未満	2	20.0%	100.0%
1,000 万未満	0	0.0%	100.0%
2,000 万未満	0	0.0%	100.0%
3,000 万未満	0	0.0%	100.0%
3,000 万以上	0	0.0%	100.0%
	10		

2 租税公課科目のみを表示している法人の状況

23 法人から1の法人税住民税等科目を表記している法人を除いた法人（13 法人）が、租税公課科目がある、または 租税公課科目の表記のない法人であった。

そのうち租税公課科目に 7 万円以上の金額が記載された法人は 6 法人であったが、内訳が不明なため、固定資産税や消費税である可能性も拭いきれない。

そのため、租税公課科目の金額が、次の算式で得た金額以上の法人を抽出し、法人税の申告をしていると推定される法人を絞り込んだところ、6 法人中 3 法人が該当した。

【算式】 租税公課科目の金額 \geq (当期経常増減額 - その他の収益計) \times 15% (法人税の基本税率) + 7 万円 (均等割税額)

3 申告想定法人

法人税の申告法人は、単純に1の 7 法人（法人税住民税等科目：7 万円以上）と2の 6 法人（租税公課科目：7 万円以上）を合計すると 13 法人となり、全体に占める法人税の申告割合は 56.5%となる。

また、2 の計算式により法人税の申告法人を絞り込んだ法人（3 法人）基に、法人税の申告法人を算出すると、1 の 7 法人と併せて 10 法人となり、法人税の申告割合は 43.5%となる。

就労系の障害福祉サービスを実施している NPO 法人よりも申告割合が高い結果となった理由には、①生活介護事業の事業収益は、介護給付に基づくものであり、介護保険サービスと同様に医療保健業判定している法人の一定程度存在すると思われること ②就労系の福祉サービス事業法人よりも、全体的に規模が大きく法人税の負担が許容できること。などの点があると思われる。

○併せて参照して欲しい調査項目：T9.T27.T36（申告内容分析）

○調査項目（T19）：東京都 / 居住支援系 / 事業種別

東京都で共同生活援助事業を実施していると思われた NPO 法人 128 法人のうち、就労継続支援事業（A 型・B 型）又は就労移行支援事業を実施している 45 法人、生活介護事業を実施している 11 法人を除いた 72 法人のうち、事業報告書等を入手できた 69 法人（計画中や事業開始 1 年未満の法人を除く。）が、共同生活援助事業以外にどのような障害福祉サービスを実施しているかを分析した結果である。

1 実施している事業数

共同生活援助事業のみを実施している法人は42法人（60.9%）であり、複数の事業を行っている法人の割合の方が少なかった。複数事業実施法人では、共同生活援助事業以外に1事業が11法人、2事業が4法人、3事業が6法人であり、これらで複数事業実施法人の77.8%を占めた。また、共同生活援助事業以外に5事業を行っていた法人が最大であった。

2 実施している事業種類

地域生活支援と居宅介護を行っている法人がそれぞれ15法人、続いて相談支援、短期入所となっている。収益事業とされている介護保険サービス事業を行っている法人が4法人あった。

事業分類	法人数
生活（自立）訓練	2
共同生活援助	69
相談支援	12
地域生活支援	15
放課後等デイサービス	4
居宅介護（※1）	15
短期入所	10
介護保険サービス	4
その他（法外サービスなど）	18
合計（※2）	149

※1 重度訪問介護、行動援護、同行援護を含む

※2 法人で複数の事業を実施しているため合計は、調査法人数（69）と一致しない。

○併せて参照して欲しい調査項目：T1.T10.T28（事業種別分析）

○調査項目（T20）：東京都 / 居住支援系 / 経常収益・事業費

東京都で共同生活援助事業の調査対象としたNPO法人128法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業、生活介護事業を実施している56法人を除いた69法人について、法人の規模を分析した結果である。

経常収益合計額、事業費合計額ともに10階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、経常収益では2,500万円未満と2,500万円以上5,000万円未満、事業費では2,500万円未満の法人が一番多い階層となった。

調査対象のうち、42法人が共同生活援助事業のみ行っており、運営しているグループホームも小規模ということが影響しているのではないと思われる。

また、1億円以上の経常収益がある法人も17法人（24.6%）あるが、就労系事業所、生活介護事業所よりも大規模法人が占める割合が少ない。

経常収益と事業費の平均値は、それぞれ88,233千円と78,850千円であった。平均値は1億円以上の経常収益のあった17法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、経常収益50,210千円、事業費46,019千円であった。

区分	経常収益計			事業費計		
	法人数	構成割合	累計	法人数	構成割合	累計
2,500万円未満	17	24.6%	24.6%	21	30.4%	30.4%
5,000万円未満	17	24.6%	49.3%	14	20.3%	50.7%
7,500万円未満	9	13.0%	62.3%	12	17.4%	68.1%

1億未満	9	13.0%	75.4%	7	10.1%	78.3%
1.25億未満	3	4.3%	79.7%	3	4.3%	82.6%
1.5億未満	3	4.3%	84.1%	3	4.3%	87.0%
1.75億未満	4	5.8%	89.9%	3	4.3%	91.3%
2億未満	1	1.4%	91.3%	2	2.9%	94.2%
2.5億未満	2	2.9%	94.2%	1	1.4%	95.7%
2.5億以上	4	5.8%	100.0%	3	4.3%	100.0%
	69			69		

○併せて参照して欲しい調査項目：T2.T11.T29（経常収益・事業費分析）

○調査項目（T21）：東京都 / 居住支援系 / 補助金等

東京都で共同生活援助事業の調査対象としたNPO法人128法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業、生活介護事業を実施している56法人を除いた69法人について、法人の補助金等を分析した結果である。

補助金と助成金の合計を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

東京都の共同生活援助事業では、国基準の訓練等給付金のほかに、入居した利用者が居住していた自治体から加算が受けられることになっており、社会福祉法人会計基準では、この加算分を事業収益として経理することになっている。

分類階層では、250万円未満の法人数が42法人（60.9%）と一番多い結果となった。

前述のとおり、施設建設時の整備補助金を除き、グループホームのランニングコストに対しては補助金ではなく、加算（事業収益）がされており、利用者にも食費などの一定の実費負担をお願いできることも影響しているのではないかとと思われる。

そのために、就労系事業や生活介護事業に比べて、補助金等は過少となっている。

補助金等の平均値は、5,683千円と750万円以上の補助金等のあった15法人に引張られる形で上振れしているが、中央値は、最多階層の474千円であった。

区 分	法人数	構成割合	累計
250万未満	42	60.9%	60.9%
500万未満	8	11.6%	72.5%
750万未満	4	5.8%	78.3%
1,000万未満	4	5.8%	84.1%
1,500万未満	3	4.3%	88.4%
2,000万未満	2	2.9%	91.3%
2,500万未満	2	2.9%	94.2%
3,000万未満	2	2.9%	97.1%
5,000万未満	1	1.4%	98.6%
1億未満	1	1.4%	100.0%
1億以上	0	0.0%	100.0%
	69		

○併せて参照して欲しい調査項目：T3.T12.T30（補助金等分析）

○調査項目（T22）：東京都 / 居住支援系 / 事業収益

東京都で共同生活援助事業の調査対象としたNPO法人128法人のうち、事業報告書等が入手でき

た法人で、就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業、生活介護事業を実施している56法人を除いた69法人について、法人の事業収益を分析した結果である。

事業収益の合計を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。分類階層では、1,000万円以上2,000万円未満の法人数が10法人（14.5%）で、一番多い結果となり、5,000万円未満の法人数においては、全体の半数を超えている（52.2%）。

経常収益の分析と同様、就労系事業や生活介護事業を併せて行っている法人を除いた法人の分析であるため、事業収益の規模は小さくなっている。

事業収益の平均値は、81,580千円と1億円以上の事業収入のあった16法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、46,054千円であった。

区 分	法人数	構成割合	累計
1,000 万未満	5	7.2%	7.2%
2,000 万未満	10	14.5%	21.7%
3,000 万未満	9	13.0%	34.8%
4,000 万未満	7	10.1%	44.9%
5,000 万未満	5	7.2%	52.2%
7,500 万未満	9	13.0%	65.2%
1 億未満	8	11.6%	76.8%
1.5 億未満	7	10.1%	87.0%
2 億未満	3	4.3%	91.3%
2.5 億未満	2	2.9%	94.2%
2.5 億以上	4	5.8%	100.0%
	69		

○併せて参照して欲しい調査項目：T4.T13.T31（事業収益分析）

○調査項目（T23）：東京都 / 居住支援系 / その他の収益

東京都で共同生活援助事業の調査対象としたNPO法人128法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業、生活介護事業を実施している56法人を除いた69法人について、法人のその他の収益を分析した結果である。

その他の収益の合計を、10階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。分類階層では、10万円未満の階層の法人数が、28法人（40.6%）と一番多い結果となった。全体でも、その他の収益が50万円未満の法人数が2/3以上（68.1%）を占めている。

このその他の収益50万未満の法人数割合は、就労系事業（48.6%）や生活介護事業（28.6%）に比べても高いものになっている。

その他の収益合計の平均値は、971千円と100万円以上のその他の収益があった17法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、167千円であった。

区 分	法人数	構成割合	累計
10 万未満	28	40.6%	40.6%
50 万未満	19	27.5%	68.1%
100 万未満	5	7.2%	75.4%
200 万未満	4	5.8%	81.2%
250 万未満	3	4.3%	85.5%
500 万未満	7	10.1%	95.7%
750 万未満	2	2.9%	98.6%

1,000万未満	1	1.4%	100.0%
5,000万未満	0	0.0%	100.0%
5,000万以上	0	0.0%	100.0%
	69		

○併せて参照して欲しい調査項目：T5.T14.T32（その他の収益分析）

○調査項目（T24）：東京都 / 居住支援系 / 管理費

東京都で共同生活援助事業の調査対象としたNPO法人128法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業、生活介護事業を実施している56法人を除いた69法人について、法人の管理費を分析した結果である。

管理費の合計を、10階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。分類階層では、100万円以上200万円未満の法人数が15法人（21.7%）と一番多い結果となったが、1,000万円以上5,000万円未満の階層にも、12法人（17.4%）あった。

管理費の合計が200万円未満の法人が約5割（53.6%）を占めており、全体の半分の法人は、常勤の事務局員を雇用できる状態ではないと思われるが、比較的事業規模の大きな法人は常勤の職員を雇用し、1,000万円以上5,000万円未満の法人数も多い結果となったのではないかとと思われる。

管理費の合計額の平均値は、7,458千円と750万円以上の管理費があった15法人に引張られる形で上振れしているが、中央値は、1,749千円と、やはり常勤職員の雇用が難しい金額となっている。

区 分	法人数	構成割合	累計
10万未満	8	11.6%	11.6%
50万未満	9	13.0%	24.6%
100万未満	5	7.2%	31.9%
200万未満	15	21.7%	53.6%
250万未満	1	1.4%	55.1%
500万未満	9	13.0%	68.1%
750万未満	7	10.1%	78.3%
1,000万未満	2	2.9%	81.2%
5,000万未満	12	17.4%	98.6%
5,000万以上	1	1.4%	100.0%
	69		

○併せて参照して欲しい調査項目：T6.T15.T33（管理費分析）

○調査項目（T25）：東京都 / 居住支援系 / 当期経常増減額

東京都で共同生活援助事業の調査対象としたNPO法人128法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業、生活介護事業を実施している56法人を除いた69法人について、法人の当期経常増減額を分析した結果である。

当期経常増減額を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。分類階層では、500万円未満の赤字法人数が19法人（27.5%）となり、一番多かった。赤字法人数が全体の約1/3、24法人（34.8%）を占め、就労系事業の赤字法人数（33.5%）とほぼ同じ割合となっている。

当期経常増減額の合計額の平均値は、1,925千円と200万円以上の当期経常増減額があった26法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、836千円となっている。

区分	法人数	構成割合	累計
△ 1,000 万以上	2	2.9%	2.9%
△ 500 万以上	3	4.3%	7.2%
0 未満	19	27.5%	34.8%
100 万未満	14	20.3%	55.1%
200 万未満	4	5.8%	60.9%
300 万未満	2	2.9%	63.8%
400 万未満	5	7.2%	71.0%
500 万未満	4	5.8%	76.8%
1,000 万未満	7	10.1%	87.0%
5,000 万未満	9	13.0%	100.0%
5,000 万以上	0	0.0%	100.0%
	69		

○併せて参照して欲しい調査項目：T7.T16.T34（当期経常増減額分析）

○調査項目（T26）：東京都 / 居住支援系 / 正味財産合計額

東京都で共同生活援助事業の調査対象としたNPO法人128法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業、生活介護事業を実施している56法人を除いた69法人について、法人の正味財産合計を分析した結果である。

正味財産合計額を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、1,000万円以上2,500万円未満の法人数が16法人（23.2%）で、最多階層となった。正味財産合計額は、施設の土地・建物の取得額に大きく左右されるが、グループホームの運営を賃貸物件で行っている法人が集まった結果と思われる。

また、正味財産がマイナスとなっている法人も3法人存在した。

正味財産の合計額の平均値は、47,563千円と5,000万円以上の正味財産合計額があった22法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、19,658千円となっている。

区分	法人数	構成割合	累計
△ 1,000 万以上	1	1.4%	1.4%
△ 500 万以上	1	1.4%	2.9%
0 未満	1	1.4%	4.3%
500 万未満	9	13.0%	17.4%
1,000 万未満	9	13.0%	30.4%
2,500 万未満	16	23.2%	53.6%
5,000 万未満	10	14.5%	68.1%
7,500 万未満	9	13.0%	81.2%
1 億未満	2	2.9%	84.1%
1.5 億未満	6	8.7%	92.8%
1.5 億以上	5	7.2%	100.0%
	69		

○併せて参照して欲しい調査項目：T8.T17.T35（正味財産合計額分析）

東京都で共同生活援助事業の調査対象とした NPO 法人 128 法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、就労継続支援事業 (A 型・B 型)、就労移行支援事業、生活介護事業を実施している 56 法人を除いた 69 法人について、法人税の申告状況を分析した結果である。

1 租税公課科目以外に法人税を別の科目で表示している法人の状況

69 法人中 37 法人が租税公課科目以外に法人税住民税等科目を表記しており、そのうち、法人住民税の均等割 (7 万円) 以上の金額の記載のある法人は、20 法人 (うち、均等割のみ 6 法人) あった。

区 分	法人数	構成割合	累計
0 又は記載なし	16	43.2%	43.2%
25 万未満	9	24.3%	67.6%
50 万未満	2	5.4%	73.0%
75 万未満	4	10.8%	83.8%
100 万未満	2	5.4%	89.2%
500 万未満	3	8.1%	97.3%
1,000 万未満	1	2.7%	100.0%
2,000 万未満	0	0.0%	100.0%
3,000 万未満	0	0.0%	100.0%
3,000 万以上	0	0.0%	100.0%
	37		

2 租税公課科目のみを表示している法人の状況

69 法人から 1 の法人税住民税等科目を表記している法人を除いた法人 (32 法人) が、租税公課科目がある、または 租税公課科目の表記のない法人であった。

そのうち租税公課科目に 7 万円以上の金額が記載された法人は 12 法人であったが、内訳が不明なため、固定資産税や消費税である可能性も拭いきれない。

そのため、租税公課科目の金額が、次の算式で得た金額以上の法人を抽出し、法人税の申告をしていると推定される法人を絞り込んだところ、12 法人中 5 法人が該当した。

【算式】 租税公課科目の金額 \geq (当期経常増減額 - その他の収益計) \times 15% (法人税の基本税率) + 7 万円 (均等割税額)

3 申告想定法人

法人税の申告法人は、単純に 1 の 20 法人 (法人税住民税等科目: 7 万円以上) と 2 の 12 法人 (租税公課科目: 7 万円以上) を合計すると 32 法人となり、全体に占める法人税の申告割合は 46.4% となる。

また、2 の計算式により法人税の申告法人を絞り込んだ法人 (5 法人) を基に、法人税の申告法人を算出すると、1 の 20 法人と併せて 25 法人となり、法人税の申告割合は 36.2% となる。

なお、この 25 法人には、施設運営や法外サービスを受託するなど、障害福祉サービス以外の事業を実施している 10 法人も含まれている。

仮に、これら障害福祉サービス事業以外の事業を実施している 10 法人を除くと、申告想定法人は 15 法人となり、全体の法人税の申告割合を求めると、21.7% まで低下する結果となる。

○併せて参照して欲しい調査項目: T9.T18.T36 (申告内容分析)

○調査項目 (T28) : 東京都 / 訪問系 / 事業種別

東京都で居宅介護事業又は重度訪問介護事業を実施していると思われた NPO 法人 196 法人のうち、事業報告書等入手し、介護保険法に基づくサービス事業、就労継続支援事業 (A 型・B 型)、就労移行支援事業、生活介護事業、共同生活援助事業を実施している 132 法人を除いた 53 法人で、訪問系以外にどのような障害福祉サービスを実施しているかを分析した結果である。

1 実施している事業数

調査対象の 196 法人のうち、介護保険サービスを実施している法人が半数以上の 106 法人存在した。

①歴史的に介護保険の訪問介護事業者であった法人が障害者向けに居宅介護事業を実施する場合と、
②障害者向けのサービスを実施する中で、65 歳以上で介護保険に移行した利用者や特定疾患の障害者に介護保険を適用する場合の 2 通りが考えられるが、資格や支援方法などが訪問介護事業と親和性が高く、多くの法人が介護保険サービスの適用事業者となっていた。この介護保険サービス事業者を除き、居宅介護事業又は重度訪問介護事業のみ実施している法人は 16 法人 (30.2%) であり、訪問系以外に 1 事業が 16 法人、2 事業が 14 法人、3 事業が 6 法人、4 事業が 1 法人であった。

2 実施している事業種類

訪問系以外では、地域生活支援事業 (主に移動支援) を行っている法人が多く、障害者の居宅だけではなく外出も支援している法人が多いと思われる。次に相談支援事業、放課後デイサービスが同数であった。

事業分類	法人数
生活 (自立) 訓練	0
相談支援	13
地域生活支援	34
放課後等デイサービス	13
居宅介護 (※ 1)	53
短期入所	6
その他 (法外サービスなど)	10
合計 (※ 2)	129

※1 重度訪問介護、行動援護、同行援護を含む。

※2 法人で複数の事業を実施しているので合計は、調査法人数 (53) と一致しない。

○併せて参照して欲しい調査項目 : T1.T10.T19 (事業種別分析)

○調査項目 (T29) : 東京都 / 訪問系 / 経常収益・事業費

東京都で居宅介護事業又は重度訪問介護事業の調査対象とした NPO 法人 196 法人のうち、事業報告書等入手できた法人で、介護保険法に基づくサービス事業、就労継続支援事業 (A 型・B 型)、就労移行支援事業、生活介護事業、共同生活援助事業を実施している 132 法人を除いた 53 法人について、法人の規模を分析した結果である。

経常収益合計額、事業費合計額ともに 10 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、経常収益、事業費ともに 2,500 万円未満の法人数が一番多い結果となった。

経常収益がある 5,000 万円未満の法人が、ほぼ半数、26 法人 (49.1%) あり、共同生活援助事業の事業規模に近い。障害者の訪問事業と移動支援を中心に事業を行う法人が多いことが影響している

ものと思われる。

経常収益と事業費の平均値は、それぞれ 68,383 千円と 60,040 千円であった。平均値は 7,500 万円以上の経常収益のあった 15 法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、経常収益 54,530 千円、事業費 32,271 千円であった。

区 分	経常収益計			事業費計		
	法人数	構成割合	累計	法人数	構成割合	累計
2,500 万未満	14	26.4%	26.4%	20	37.7%	37.7%
5,000 万未満	12	22.6%	49.1%	11	20.8%	58.5%
7,500 万未満	12	22.6%	71.7%	10	18.9%	77.4%
1 億未満	3	5.7%	77.4%	2	3.8%	81.1%
1.25 億未満	3	5.7%	83.0%	3	5.7%	86.8%
1.5 億未満	3	5.7%	88.7%	1	1.9%	88.7%
1.75 億未満	1	1.9%	90.6%	1	1.9%	90.6%
2 億未満	1	1.9%	92.5%	1	1.9%	92.5%
2.5 億未満	3	5.7%	98.1%	3	5.7%	98.1%
2.5 億以上	1	1.9%	100.0%	1	1.9%	100.0%
	53			53		

○併せて参照して欲しい調査項目：T2.T11.T20（経常収益・事業費分析）

○調査項目（T30）：東京都 / 訪問系 / 補助金等

東京都で居宅介護事業又は重度訪問介護事業の調査対象とした NPO 法人 196 法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、介護保険法に基づくサービス事業、就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業、生活介護事業、共同生活援助事業を実施している 132 法人を除いた 53 法人について、法人の補助金等を分析した結果である。

補助金と助成金の合計を、11 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、250 万円未満の法人数が 44 法人（83.0%）と一番多い結果となった。

主な収益源である居宅介護事業には、東京都などからの補助金の交付がないため、このような結果になったと思われる。

補助金等の平均値は、3,562 千円と 500 万円以上の補助金等のあった 6 法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、50 千円であった。

区 分	法人数	構成割合	累計
250 万未満	44	83.0%	83.0%
500 万未満	3	5.7%	88.7%
750 万未満	3	5.7%	94.3%
1,000 万未満	0	0.0%	94.3%
1,500 万未満	0	0.0%	94.3%
2,000 万未満	0	0.0%	94.3%
2,500 万未満	0	0.0%	94.3%
3,000 万未満	0	0.0%	94.3%
5,000 万未満	2	3.8%	98.1%
1 億未満	1	1.9%	100.0%
1 億以上	0	0.0%	100.0%
	53		

○併せて参照して欲しい調査項目：T3.T12.T21（補助金等分析）

○調査項目 (T31) : 東京都 / 訪問系 / 事業収益

東京都で居宅介護事業又は重度訪問介護事業の調査対象とした NPO 法人 196 法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、介護保険法に基づくサービス事業、就労継続支援事業 (A 型・B 型)、就労移行支援事業、生活介護事業、共同生活援助事業を実施している 132 法人を除いた 53 法人について、法人の事業収益を分析した結果である。

事業収益の合計を、11 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、2 階層において法人数が 11 法人 (20.8%) となり、最多階層が分散していた。

事業収益の平均値は、64,136 千円と 7,500 万円以上の事業収益のあった 15 法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、46,043 千円であった。

区 分	法人数	構成割合	累計
1,000 万未満	4	7.5%	7.5%
2,000 万未満	6	11.3%	18.9%
3,000 万未満	11	20.8%	39.6%
4,000 万未満	4	7.5%	47.2%
5,000 万未満	2	3.8%	50.9%
7,500 万未満	11	20.8%	71.7%
1 億未満	3	5.7%	77.4%
1.5 億未満	8	15.1%	92.5%
2 億未満	0	0.0%	92.5%
2.5 億未満	3	5.7%	98.1%
2.5 億以上	1	1.9%	100.0%
	53		

○併せて参照して欲しい調査項目 : T4.T13.T22 (事業収益分析)

○調査項目 (T32) : 東京都 / 訪問系 / その他の収益

東京都で居宅介護事業又は重度訪問介護事業の調査対象とした NPO 法人 196 法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、介護保険法に基づくサービス事業、就労継続支援事業 (A 型・B 型)、就労移行支援事業、生活介護事業、共同生活援助事業を実施している 132 法人を除いた 53 法人について、法人のその他の収益を分析した結果である。

その他の収益の合計を、10 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、10 万円未満の階層の法人数が、20 法人 (37.7%) と、一番多かった。

全体でも、その他の収益が 50 万円未満の法人が約 2/3 (66.0%) を占めていた。

その他の収益合計の平均値は、688 千円と 100 万円以上のその他の収益があった 11 法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、330 千円であった。

区 分	法人数	構成割合	累計
10 万未満	20	37.7%	37.7%
50 万未満	15	28.3%	66.0%
100 万未満	7	13.2%	79.2%
200 万未満	6	11.3%	90.6%
250 万未満	2	3.8%	94.3%
500 万未満	2	3.8%	98.1%
750 万未満	0	0.0%	98.1%
1,000 万未満	1	1.9%	100.0%

5,000 万未満	0	0.0%	100.0%
5,000 万以上	0	0.0%	100.0%
	53		

○併せて参照して欲しい調査項目：T5.T14.T23（その他の収益分析）

○調査項目（T33）：東京都 / 訪問系 / 管理費

東京都で居宅介護事業又は重度訪問介護事業の調査対象としたNPO法人196法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、介護保険法に基づくサービス事業、就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業、生活介護事業、共同生活援助事業を実施している132法人を除いた53法人について、法人の管理費を分析した結果である。

管理費の合計を、10階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、1,000万円以上5,000万円未満の法人数が14法人（26.4%）と一番多い結果となったが、250万円以上500万円未満の階層にも、11法人（20.8%）があり、低階層帯と高階層帯に法人が、2極化されていた。

管理費の合計が250万円未満の法人が約1/3の17法人（32.1%）を占めており、常勤の事務局員を雇用できる状態ではないと思われるが、比較的事業規模の大きな法人は常勤の職員を雇用し、1,000万円以上5,000万円未満の法人数が一番多い結果となったのではないかとと思われる。

管理費の合計額の平均値は、7,850千円と1,000万円以上の管理費があった14法人に引張られる形で上振れしているが、中央値は、4,135千円となっている。

区 分	法人数	構成割合	累計
10 万未満	6	11.3%	11.3%
50 万未満	4	7.5%	18.9%
100 万未満	2	3.8%	22.6%
200 万未満	5	9.4%	32.1%
250 万未満	3	5.7%	37.7%
500 万未満	11	20.8%	58.5%
750 万未満	3	5.7%	64.2%
1,000 万未満	5	9.4%	73.6%
5,000 万未満	14	26.4%	100.0%
5,000 万以上	0	0.0%	100.0%
	53		

○併せて参照して欲しい調査項目：T6.T15.T24（管理費分析）

○調査項目（T34）：東京都 / 訪問系 / 当期経常増減額

東京都で居宅介護事業又は重度訪問介護事業の調査対象としたNPO法人196法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、介護保険法に基づくサービス事業、就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業、生活介護事業、共同生活援助事業を実施している132法人を除いた53法人について、法人の当期経常増減額を分析した結果である。

当期経常増減額を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、500万円未満の赤字法人数が18法人（34.0%）となり、一番多い階層となった。

赤字法人数も21法人（39.6%）と多く、調査した他の障害福祉サービスに比べて赤字法人割合が

一番多い結果となった。

東京都の場合、人件費や家賃が高いことや市町村給付となっている移動支援の報酬単価が自治体間に差があり、収益環境が厳しい状況にあることなどが考えられる。

1,000万円以上の赤字を計上した法人もあり、当期経常増減額の合計額の平均値は、496千円、中央値は、399千円となっている。

区分	法人数	構成割合	累計
△ 1,000 万以上	1	1.9%	1.9%
△ 500 万以上	2	3.8%	5.7%
0 未満	18	34.0%	39.6%
100 万未満	11	20.8%	60.4%
200 万未満	7	13.2%	73.6%
300 万未満	4	7.5%	81.1%
400 万未満	5	9.4%	90.6%
500 万未満	0	0.0%	90.6%
1,000 万未満	4	7.5%	98.1%
5,000 万未満	1	1.9%	100.0%
5,000 万以上	0	0.0%	100.0%
	53		

○併せて参照して欲しい調査項目：T7.T16.T25（当期経常増減額分析）

○調査項目（T35）：東京都 / 訪問系 / 正味財産合計額

東京都で居宅介護事業又は重度訪問介護事業の調査対象としたNPO法人196法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、介護保険法に基づくサービス事業、就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業、生活介護事業、共同生活援助事業を実施している132法人を除いた53法人について、法人の正味財産合計を分析した結果である。

正味財産合計額を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、0円以上500万円未満の法人数が20法人（37.7%）であり、一番多い階層となっている。

また、正味財産がマイナスとなっている法人も5法人存在しており、財務内容が厳しい法人が多い。

正味財産合計額の平均値は、16,608千円と2,500万円以上の正味財産合計額があった12法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、6,735千円となっている。

区分	法人数	構成割合	累計
△ 1,000 万以上	1	1.9%	1.9%
△ 500 万以上	2	3.8%	5.7%
0 未満	2	3.8%	9.4%
500 万未満	20	37.7%	47.2%
1,000 万未満	8	15.1%	62.3%
2,500 万未満	8	15.1%	77.4%
5,000 万未満	7	13.2%	90.6%
7,500 万未満	3	5.7%	96.2%
1 億未満	1	1.9%	98.1%
1.5 億未満	1	1.9%	100.0%
1.5 億以上	0	0.0%	100.0%
	53		

○併せて参照して欲しい調査項目：T8.T17.T26（正味財産合計額分析）

東京都で居宅介護事業又は重度訪問介護事業の調査対象としたNPO法人196法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、介護保険法に基づくサービス事業、就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業、生活介護事業、共同生活援助事業を実施している132法人を除いた53法人について、法人税の申告状況を分析した結果である。

1 租税公課科目以外に法人税を別の科目で表示している法人の状況

53法人中35法人が租税公課科目以外に法人税住民税等科目を表記しており、そのうち、法人住民税の均等割（7万円）以上の金額の記載のある法人は、26法人（うち、均等割りのみ11法人）あった。

区分	法人数	構成割合	累計
0又は記載なし	9	25.7%	25.7%
25万未満	18	51.4%	77.1%
50万未満	2	5.7%	82.9%
75万未満	1	2.9%	85.7%
100万未満	1	2.9%	88.6%
500万未満	4	11.4%	100.0%
1,000万未満	0	0.0%	100.0%
2,000万未満	0	0.0%	100.0%
3,000万未満	0	0.0%	100.0%
3,000万以上	0	0.0%	100.0%
	35		

2 租税公課科目のみを表示している法人の状況

53法人から1の法人税住民税等科目を表記している法人を除いた法人（18法人）が、租税公課科目がある、または租税公課科目の表記のない法人であった。

そのうち租税公課科目に7万円以上の金額が記載された法人は5法人であったが、内訳が不明なため、固定資産税や消費税である可能性も拭いきれない。

そのため、租税公課科目の金額が、次の算式で得た金額以上の法人を抽出し、法人税の申告をしていると推定される法人を絞り込んだところ、5法人中4法人が該当した。

【算式】 租税公課科目の金額 \geq (当期経常増減額 - その他の収益計) \times 15% (法人税の基本税率) + 7万円 (均等割税額)

3 申告想定法人

法人税の申告法人は、単純に1の26法人（法人税住民税等科目：7万円以上）と2の5法人（租税公課科目：7万円以上）を合計すると31法人となり、全体に占める法人税の申告割合は58.5%となる。

また、2の計算式により法人税の申告法人を絞り込んだ法人（4法人）基に、法人税の申告法人を算出すると、1の26法人と併せて30法人となり、法人税の申告割合は56.6%となる。

就労系の障害福祉サービスを実施しているNPO法人よりも申告割合が高い結果となった理由には、介護保険サービス事業者と同様に居宅介護事業を医療保健業として判定している法人が、一定程度存在すると思われることが考えられます。

なお、この30法人には、施設運営や法外サービスを受託するなど、障害福祉サービス以外の事業を実施している8法人も含まれている。

仮に、これら障害福祉サービス事業以外の事業を実施している8法人を除くと、申告想定法人は22法人となり、全体の法人税の申告割合を求めると、41.5%まで低下する結果となる。

○併せて参照して欲しい調査項目：T9.T18.T27（申告内容分析）

03

障害福祉サービスを実施している
愛知県のNPO法人実態調査

1 調査の目的

障害福祉サービス事業を実施しているNPO法人について、公表されているデータから事業の種類や事業規模、法人税の申告状況などの調査を行い、障害福祉サービス事業を実施しているNPO法人の実態を把握し、適正・公平な課税の実現に資する基礎的な資料を得ることを目的とする。

2 調査対象（(1)→(4)の順に調査対象が重複しないよう法人数が絞られている）

障害福祉サービスを実施しているNPO法人のうち、次の法人

- (1) 就労系NPO法人：就労支援事業（就労移行支援、就労継続支援（A型・B型））を行っているNPO法人
- (2) 日中活動系NPO法人：(1)の法人以外で生活介護事業を行っているNPO法人
- (3) 居住支援系NPO法人：(1)、(2)の法人以外で共同生活援助事業を行っているNPO法人
- (4) 訪問系NPO法人：(1)～(3)以外で訪問系事業（居宅介護、重度訪問介護）を行っているNPO法人（介護保険サービス事業者を除く。）

3 抽出方法

愛知県に主たる事務所があり、WAM NET（独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト）で提供された障害者サービス等情報検索サイトから「特定非営利活動法人」または「NPO法人」で抽出できた法人全件を調査対象とした。

4 調査事項（事業計画中や事業開始1年未満の法人は調査の対象外）

(1) NPO法人が実施している事業の情報

障害福祉サービスのみならず、実施している事業の全般の内容

(2) NPO法人の会計情報

経常収益、事業費、管理費、正味財産合計額、法人税の申告が推定できる勘定科目の記載や金額、そのほか財務諸表の注記から把握できた障害福祉サービス別の収益、事業費など

5 調査対象法人の調査日

令和2年1月5日～3月20日（事業報告書等閲覧日）

6 調査方法

NPO法人の情報公開制度を利用し、4(1)の事業情報は、公開されている事業報告書から、また4(2)の会計情報は、公開された会計報告書類から調査した。なお、情報公開されていない法人や会計情報が適正でない場合など、正確な情報を得られないと判断した法人は、集計対象から除外した。

○調査項目（A1）：愛知県 / 就労系 / 事業種別

愛知県で就労継続支援事業又は就労移行支援事業を実施していると思われるNPO法人で事業報告書等入手し調査対象とした94法人について、就労系以外にどのような障害福祉サービスを実施しているかを分析した結果である。

1 実施している事業数

就労系事業のみを実施している法人は27法人（28.7%）であり、複数の事業を行っている法人の割合の方が多かった。複数事業実施法人では、就労系以外に1事業が24法人、2事業が20法人、3事業が12法人であり、これらで複数事業実施法人の83.6%を占めた。また、就労系以外に6事業を行っていた法人が最大であった。

2 実施している事業種類

就労系以外では、相談支援を行っている法人が多く、障害者がサービスにつながる入り口としての役割に、NPO法人が応えようとしている結果ではないかと思われる。

次に地域生活支援事業、生活介護が多く、収益事業とされている介護保険サービス事業を行っている法人は、8法人（全体の8.5%）と少数であった。

事業分類	法人数
就 A	6
就 B	79
就労移行	23
生活介護	24
生活（自立）訓練	2
共同生活援助	23
相談支援	29
地域生活支援	26
放課後等デイサービス	21
居宅介護（※1）	10
介護保険サービス	8
施設運営	6
その他（主に受託サービス）	0
合計（※2）	257

※1 重度訪問介護、行動援護、同行援護を含む

※2 法人で複数の事業を実施しているので合計は、調査法人数（94）と一致しない。

○併せて参照して欲しい調査項目：A10.A19.A28（事業種別分析）

○調査項目（A2）：愛知県 / 就労系 / 経常収益・事業費

愛知県で就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業を実施している法人で事業報告書等入手した94法人について、法人の規模を分析した結果である。

経常収益合計額、事業費合計額ともに10階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、経常収益、事業費とも2,500万円以上5,000万円未満の法人数が、それぞれ28法人、24法人と一番多い結果となった。就労系事業のみを実施している法人が、調査事項（A1）で分析したとおり最多であり、その結果が経常収益、事業費の規模にも影響しているのではないかとと思われる。

また、1億円以上の経常収益がある法人が、約1/3、32法人（34.0%）あり、その中には、就労系事業所を複数展開している場合や就労系以外の事業を実施している事業所も多かったため、その結果が反映されているものと思われる。

経常収益と事業費の平均値は、それぞれ108,413千円と86,098千円であった。平均値は2.5億円以上の経常収益のあった7法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、経常収益62,139千円、事業費51,585千円であった。

区 分	経常収益計			事業費計		
	法人数	構成割合	累計	法人数	構成割合	累計
2,500 万未満	9	9.6%	9.6%	22	23.4%	23.4%
5,000 万未満	28	29.8%	39.4%	24	25.5%	48.9%
7,500 万未満	16	17.0%	56.4%	14	14.9%	63.8%
1 億未満	9	9.6%	66.0%	11	11.7%	75.5%
1.25 億未満	9	9.6%	75.5%	3	3.2%	78.7%
1.5 億未満	2	2.1%	77.7%	4	4.3%	83.0%
1.75 億未満	5	5.3%	83.0%	5	5.3%	88.3%
2 億未満	3	3.2%	86.2%	4	4.3%	92.6%
2.5 億未満	6	6.4%	92.6%	3	3.2%	95.7%
2.5 億以上	7	7.4%	100.0%	4	4.3%	100.0%
	94			94		

○併せて参照して欲しい調査項目：A1（事業種別分析）.A11.A20.A29（経常収益・事業費分析）

○調査項目（A3）：愛知県 / 就労系 / 補助金等

愛知県で就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業を実施している法人で事業報告書等入手した94法人について、補助金と助成金の合計額を分析した結果である。

補助金と助成金の合計を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

NPO法人会計基準では、経常収益を形態別に区分して表記され、この会計基準に沿った会計書類であれば、「受取助成金等」の項目として比較的容易に把握できたところであるが、法人によっては、表記のない場合もあり、0円として集計した。

分類階層では、250万円未満の法人数が63法人（67.0%）と一番多い結果となった。

補助金等の平均値は、8,973千円、中央値は、最多法人数のあった階層に含まれる344千円であった。

区 分	法人数	構成割合	累計
250 万未満	63	67.0%	67.0%
500 万未満	5	5.3%	72.3%
750 万未満	2	2.1%	74.5%
1,000 万未満	0	0.0%	74.5%
1,500 万未満	9	9.6%	84.0%
2,000 万未満	3	3.2%	87.2%
2,500 万未満	2	2.1%	89.4%
3,000 万未満	2	2.1%	91.5%
5,000 万未満	2	2.1%	93.6%
1 億未満	5	5.3%	98.9%
1 億以上	1	1.1%	100.0%
	94		

○併せて参照して欲しい調査項目：A12.A21.A30（補助金等分析）

○調査項目（A4）：愛知県 / 就労系 / 事業収益

愛知県で就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業を実施している法人で事業報告書等入手した94法人について、事業収益の合計額を分析した結果である。

事業収益の合計を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、5,000万円以上7,500万円未満の法人数が13法人（13.8%）と一番多い結果となった。

就労系事業のみを実施している法人が、調査事項（A1）で分析したとおり、最多であり、その結果が事業収益の規模にも影響しているのではないと思われる。

また、1億円以上の事業収益がある法人が、26法人（27.7%）あり、その中には、就労系事業所を複数展開している場合や就労系以外の事業を実施している事業所も多かったため、その結果が反映されているものと思われる。

事業収益の平均値は、93,926千円、中央値は、54,231千円であった。

区分	法人数	構成割合	累計
1,000万未満	8	8.5%	8.5%
2,000万未満	3	3.2%	11.7%
3,000万未満	12	12.8%	24.5%
4,000万未満	12	12.8%	37.2%
5,000万未満	9	9.6%	46.8%
7,500万未満	13	13.8%	60.6%
1億未満	11	11.7%	72.3%
1.5億未満	8	8.5%	80.9%
2億未満	9	9.6%	90.4%
2.5億未満	3	3.2%	93.6%
2.5億以上	6	6.4%	100.0%
	94		

○併せて参照して欲しい調査項目：A1（事業種別分析）.A13.A22.A31（事業収益分析）

○調査項目（A5）：愛知県 / 就労系 / その他の収益

愛知県で就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業を実施している法人で事業報告書等を入手した94法人について、補助金・助成金、事業収益以外の収益の合計額（会費や寄付金、雑収益など）を分析した結果である。

その他の収益の合計を、10階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、50万円以上100万円未満の法人数が19法人（20.2%）と一番多い結果となった。

全体でもその他の収益が200万円未満の法人が62法人（66.0%）を占めていた。

その他の収益合計の平均値は、5,713千円、中央値は、949千円であった。

NPO法人の経常収益合計に占めるその他の収益計の割合を、それぞれの中央値で計算（949千円 ÷ 62,139千円）すると、1.5%となり、就労系のNPO法人は、事業収益と制度化された補助金のみで運営している事業型NPO法人が主体と、考えてよいのではないと思われる。

区分	法人数	構成割合	累計
10万未満	15	16.0%	16.0%
50万未満	16	17.0%	33.0%
100万未満	19	20.2%	53.2%
200万未満	12	12.8%	66.0%
250万未満	9	9.6%	75.5%
500万未満	10	10.6%	86.2%
750万未満	3	3.2%	89.4%
1,000万未満	1	1.1%	90.4%
5,000万未満	7	7.4%	97.9%
5,000万以上	2	2.1%	100.0%
	94		

○併せて参照して欲しい調査項目：A2（経常収益分析）.A14.A23.A32（その他の収益分析）

○調査項目 (A6) : 愛知県 / 就労系 / 管理費

愛知県で就労継続支援事業 (A型・B型)、就労移行支援事業を実施している法人で事業報告書等入手し、経常費用を事業費と管理費に分類していた94法人について、管理費の合計額を分析した結果である。

管理費の合計を、10階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、1,000万円以上5,000万円未満の階層が27法人(28.7%)と最多であった。

管理費の合計が250万円未満の法人が32法人(34.0%)を占めており、全体の約1/3の法人は、常勤の事務局員を雇用できる状態ではないと思われる。

管理費の合計額の平均値は、16,231千円と5,000万円以上の管理費があった7法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、5,917千円と、やはり常勤職員の雇用が難しい金額となっている。

区分	法人数	構成割合	累計
10万未満	13	13.8%	13.8%
50万未満	6	6.4%	20.2%
100万未満	3	3.2%	23.4%
200万未満	7	7.4%	30.9%
250万未満	3	3.2%	34.0%
500万未満	10	10.6%	44.7%
750万未満	14	14.9%	59.6%
1,000万未満	4	4.3%	63.8%
5,000万未満	27	28.7%	92.6%
5,000万以上	7	7.4%	100.0%
	94		

○併せて参照して欲しい調査項目 : A15.A24.A33 (管理費分析)

○調査項目 (A7) : 愛知県 / 就労系 / 当期経常増減額

愛知県で就労継続支援事業 (A型・B型)、就労移行支援事業を実施している法人で事業報告書等入手した94法人について、当期経常増減額を分析した結果である。

当期経常増減額を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、500万円未満の赤字法人数が19法人(20.2%)と一番多い結果であり、当期経常増減額500万円未満の法人が全体の約7割(74.5%)を占めた。なお、33%の法人が赤字決算であった。

当期経常増減額の合計額の平均値は、3,111千円、中央値は、1,869千円となっている。

区分	法人数	構成割合	累計
△1,000万以上	7	7.4%	7.4%
△500万以上	5	5.3%	12.8%
0未満	19	20.2%	33.0%
100万未満	12	12.8%	45.7%
200万未満	7	7.4%	53.2%
300万未満	11	11.7%	64.9%
400万未満	4	4.3%	69.1%
500万未満	5	5.3%	74.5%
1,000万未満	10	10.6%	85.1%
5,000万未満	13	13.8%	98.9%
5,000万以上	1	1.1%	100.0%
	94		

○併せて参照して欲しい調査項目 : A16.A25.A34 (当期経常増減額分析)

○調査項目 (A8) : 愛知県 / 就労系 / 正味財産合計額

愛知県で就労継続支援事業 (A型・B型)、就労移行支援事業を実施している法人で事業報告書等入手した 94 法人について、正味財産合計額を分析した結果である。

当期経常増減額を、11 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。
分類階層では、1,000 万円以上 2,500 万円未満の法人数が 19 法人 (20.2%) と一番多い結果となったが、正味財産がマイナスとなっている法人が 18 法人 (19.1%) 認められた。

逆に 1 億円以上の法人も 16 法人 (17.0%) 存在していた。

正味財産の合計額の平均値は、47,931 千円と 1 億円以上の当期経常増減額があった 16 法人に引けられる形で上振れしているが、中央値は、22,794 千円となっている。

区 分	法人数	構成割合	累計
△ 1,000 万以上	6	6.4%	6.4%
△ 500 万以上	5	5.3%	11.7%
0 未満	7	7.4%	19.1%
500 万未満	5	5.3%	24.5%
1,000 万未満	6	6.4%	30.9%
2,500 万未満	19	20.2%	51.1%
5,000 万未満	15	16.0%	67.0%
7,500 万未満	11	11.7%	78.7%
1 億未満	4	4.3%	83.0%
1.5 億未満	9	9.6%	92.6%
1.5 億以上	7	7.4%	100.0%
	94		

○併せて参照して欲しい調査項目 : A17.A26.A35 (正味財産合計額分析)

○調査項目 (A9) : 愛知県 / 就労系 / 申告内容

愛知県で就労継続支援事業 (A型・B型)、就労移行支援事業を実施している法人で事業報告書等入手した 94 法人について、法人税の申告状況を分析した結果である。

1 租税公課科目以外に法人税を別の科目で表示している法人の状況

94 法人中 51 法人が租税公課科目以外に法人税住民税等科目を表記しており、そのうち、法人住民税の均等割 (7.1 万円) 以上の金額の記載のある法人は、33 法人 (うち、均等割のみ 17 法人) あった。

区 分	法人数	構成割合	累計
0	5	9.8%	9.8%
25 万未満	24	47.1%	56.9%
50 万未満	5	9.8%	66.7%
75 万未満	3	5.9%	72.5%
100 万未満	1	2.0%	74.5%
500 万未満	12	23.5%	98.0%
1,000 万未満	1	2.0%	100.0%
2,000 万未満	0	0.0%	100.0%
3,000 万未満	0	0.0%	100.0%
3,000 万以上	0	0.0%	100.0%
	51		

2 租税公課科目のみを表示している法人の状況

94 法人から1の法人税住民税等科目を表記している法人を除いた法人（43 法人）が、租税公課科目がある、または 租税公課科目の表記のない法人であった。

そのうち租税公課科目に 7.1 万円以上の金額が記載された法人は 23 法人であったが、内訳が不明なため、固定資産税や消費税である可能性も拭いきれない。

そのため、租税公課科目の金額が、次の算式で得た金額以上の法人を抽出し、法人税の申告をしていると推定される法人を絞り込んだところ、23 法人中 15 法人が該当した。

【算式】 $\text{租税公課科目の金額} \geq (\text{当期経常増減額} - \text{その他の収益計}) \times 15\% (\text{法人税の基本税率}) + 7.1 \text{ 万円 (均等割税額)}$

3 申告想定法人の割合

法人税の申告法人は、単純に1の 33 法人（法人税住民税等科目：7.1 万円以上）と2の 23 法人（租税公課科目：7.1 万円以上）を合計すると 56 法人となり、全体に占める法人税の申告割合は 59.6%となる。

また、2の計算式により法人税の申告法人を絞り込んだ法人（15 法人）基に、法人税の申告法人を算出すると、1の 33 法人と併せて 48 法人となり、法人税の申告割合は 51.1%となる。

なお、この 48 法人には、介護保険サービスを実施していたり、施設運営や法外サービスを受託していたり、障害福祉サービス以外の事業を実施している 8 法人が含まれている。

仮に、これら障害福祉サービス事業以外の事業を実施している 8 法人を除くと申告想定法人は 40 法人となり、全体の法人税の申告割合を求めると、42.6%まで低下する結果となる。

○併せて参照して欲しい調査項目：A18.A27.A36（申告内容分析）

○調査項目（A10）：愛知県 / 日中活動系 / 事業種別

愛知県で生活介護事業の調査対象とした NPO 法人 55 法人のうち、就労継続支援事業（A 型・B 型）又は就労移行支援事業を実施している 21 法人を除いた 34 法人について、生活介護事業以外にどのような障害福祉サービスを実施しているかを分析した結果である。

1 実施している事業数

生活介護事業のみを実施している法人は 5 法人（14.7%）であり、複数の事業を行っている法人の割合の方が多かった。複数事業実施法人では、生活介護事業以外に1事業が9法人、2事業が 13 法人、3事業が 3 法人であり、これらで複数事業実施法人の 8.2%を占めた。また、生活介護事業以外に 6 事業を行っていた法人が最大であった。

2 実施している事業種類

就労系以外では、放課後等デイサービス事業を行っている法人が多く、障害児の支援ニーズに、NPO 法人が応えようとしている結果ではないかと思われる。

次に相談支援事業と居宅介護が多く、収益事業とされている介護保険サービス事業を行っている法人は 3 法人であった。

事業分類	法人数
生活介護	34
生活（自立）訓練	1

共同生活援助	5
相談支援	10
地域生活支援	9
放課後等デイサービス	17
居宅介護(※1)	10
短期入所	8
介護保険サービス	3
施設運営	0
その他(制度外サービス)	0
合計(※2)	97

※1 重度訪問介護、行動援護、同行援護を含む

※2 法人で複数の事業を実施しているため合計は、調査法人数(34)と一致しない。

○併せて参照して欲しい調査項目：A1.A19.A28(事業種別分析)

○調査項目(A11)：愛知県/日中活動系/経常収益・事業費

愛知県で生活介護事業の調査対象としたNPO法人55法人のうち、就労継続支援事業(A型・B型)、就労移行支援事業を実施している法人を除いた34法人について、法人の規模を分析した結果である。

経常収益合計額、事業費合計額ともに10階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。分類階層では、経常収益では12,500万円以上15,000万円未満、事業費では2,500万円未満の法人が一番多い結果となった。

また、1億円以上の経常収益がある法人が、半数、17法人(50.0%)あり、就労系事業所よりも大規模法人が占める割合が多い。

経常収益と事業費の平均値は、それぞれ117,829千円と92,286千円であった。平均値は1.25億円以上の経常収益のあった15法人に引上げられる形で上振れしているが、中央値は、経常収益102,114千円、事業費72,292千円であった。

区分	経常収益計			事業費計		
	法人数	構成割合	累計	法人数	構成割合	累計
2,500万未満	2	5.9%	5.9%	8	23.5%	23.5%
5,000万未満	4	11.8%	17.6%	3	8.8%	32.4%
7,500万未満	6	17.6%	35.3%	7	20.6%	52.9%
1億未満	5	14.7%	50.0%	3	8.8%	61.8%
1.25億未満	2	5.9%	55.9%	3	8.8%	70.6%
1.5億未満	7	20.6%	76.5%	5	14.7%	85.3%
1.75億未満	2	5.9%	82.4%	1	2.9%	88.2%
2億未満	2	5.9%	88.2%	1	2.9%	91.2%
2.5億未満	2	5.9%	94.1%	2	5.9%	97.1%
2.5億以上	2	5.9%	100.0%	1	2.9%	100.0%
	34			34		

○併せて参照して欲しい調査項目：A2.A20.A29(経常収益・事業費分析)

○調査項目(A12)：愛知県/日中活動系/補助金等

愛知県で生活介護事業の調査対象としたNPO法人55法人のうち、就労継続支援事業(A型・B型)、就労移行支援事業を実施している法人を除いた34法人について、法人の補助金等を分析した結果である。

補助金と助成金の合計を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

NPO 法人会計基準では、経常収益を形態別に区分して表記され、この会計基準に沿った会計書類であれば、「受取助成金等」の項目として比較的容易に把握できたところであるが、法人によっては、表記のない場合もあり、0円として集計した。

補助金等の平均値は 10,569 千円、中央値は 981 千円であった。

区 分	法人数	構成割合	累計
250 万未満	23	67.6%	67.6%
500 万未満	2	5.9%	73.5%
750 万未満	1	2.9%	76.5%
1,000 万未満	2	5.9%	82.4%
1,500 万未満	1	2.9%	85.3%
2,000 万未満	1	2.9%	88.2%
2,500 万未満	0	0.0%	88.2%
3,000 万未満	0	0.0%	88.2%
5,000 万未満	1	2.9%	91.2%
1 億未満	2	5.9%	97.1%
1 億以上	1	2.9%	100.0%
	34		

○併せて参照して欲しい調査項目：A3.A21.A30（補助金等分析）

○調査項目（A13）：愛知県 / 日中活動系 / 事業収益

愛知県で生活介護事業の調査対象とした NPO 法人 55 法人のうち、就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業を実施している法人を除いた 34 法人について、法人の事業収益を分析した結果である。

事業収益の合計を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

事業収益の平均値は 104,166 千円、中央値は 82,544 千円であった。

区 分	法人数	構成割合	累計
1,000 万未満	1	2.9%	2.9%
2,000 万未満	2	5.9%	8.8%
3,000 万未満	3	8.8%	17.6%
4,000 万未満	1	2.9%	20.6%
5,000 万未満	3	8.8%	29.4%
7,500 万未満	5	14.7%	44.1%
1 億未満	5	14.7%	58.8%
1.5 億未満	7	20.6%	79.4%
2 億未満	3	8.8%	88.2%
2.5 億未満	2	5.9%	94.1%
2.5 億以上	2	5.9%	100.0%
	34		

○併せて参照して欲しい調査項目：A4.A22.A31（事業収益分析）

○調査項目（A14）：愛知県 / 日中活動系 / その他の収益

愛知県で生活介護事業の調査対象とした NPO 法人 55 法人のうち、就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業を実施している法人を除いた 34 法人について、法人のその他の収益を分析した結果である。

その他の収益の合計を、10階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、250万円以上500万円未満の法人数が、10法人（29.4%）が最多階層となった。

その他の収益合計の平均値は、3,092千円と1000万円以上のその他の収益があった2法人に引張られる形で上振れしているが、中央値は、1,505千円であった。

NPO法人の経常収益合計に占めるその他の収益計の割合を、それぞれの中央値で計算（1,505千円÷102,114千円）すると、1.5%であり、就労系のNPO法人と同様、事業型NPO法人が主体と考えてよいのではないかとと思われる。

区 分	法人数	構成割合	累計
10万未満	3	8.8%	8.8%
50万未満	5	14.7%	23.5%
100万未満	6	17.6%	41.2%
200万未満	6	17.6%	58.8%
250万未満	1	2.9%	61.8%
500万未満	10	29.4%	91.2%
750万未満	1	2.9%	94.1%
1,000万未満	0	0.0%	94.1%
5,000万未満	2	5.9%	100.0%
5,000万以上	0	0.0%	100.0%
	34		

○併せて参照して欲しい調査項目：A5.A23.A32（その他の収益分析）

○調査項目（A15）：愛知県 / 日中活動系 / 管理費

愛知県で生活介護事業の調査対象としたNPO法人55法人のうち、就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業を実施している法人を除いた34法人について、法人の管理費を分析した結果である。

管理費の合計を、10階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、500万円以上750万円未満の法人数が8法人（23.5%）と一番多い結果となった。管理費の合計が500万円未満の法人が約4割、13法人（38.2%）を占めており、常勤の事務局員を雇用できる状態ではないと思われるが、比較的事業規模の大きな法人は常勤の職員を雇用し、500万円以上750万円未満の法人数が多い結果となったのではないかとと思われる。

管理費の合計額の平均値は6,084千円、中央値は5,939千円であった。

区 分	法人数	構成割合	累計
10万未満	4	11.8%	11.8%
50万未満	1	2.9%	14.7%
100万未満	0	0.0%	14.7%
200万未満	2	5.9%	20.6%
250万未満	1	2.9%	23.5%
500万未満	5	14.7%	38.2%
750万未満	8	23.5%	61.8%
1,000万未満	5	14.7%	76.5%
5,000万未満	7	20.6%	97.1%
5,000万以上	1	2.9%	100.0%
	34		

○併せて参照して欲しい調査項目：A6.A24.A33（管理費分析）

○調査項目 (A16) : 愛知県 / 日中活動系 / 当期経常増減額

愛知県で生活介護事業の調査対象とした NPO 法人 55 法人のうち、就労継続支援事業 (A 型・B 型)、就労移行支援事業を実施している法人を除いた 34 法人について、法人の当期経常増減額を分析した結果である。

当期経常増減額を、11 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

赤字法人数が 10 法人 (29.4%) を占めたが、500 万円以上の黒字法人も 15 法人 (44.1%) 存在した。当期経常増減額の合計額の平均値は、5,714 千円、中央値は、3,914 千円となっている。

区 分	法人数	構成割合	累計
△ 1,000 万以上	3	8.8%	8.8%
△ 500 万以上	2	5.9%	14.7%
0 未満	5	14.7%	29.4%
100 万未満	2	5.9%	35.3%
200 万未満	0	0.0%	35.3%
300 万未満	2	5.9%	41.2%
400 万未満	3	8.8%	50.0%
500 万未満	2	5.9%	55.9%
1,000 万未満	7	20.6%	76.5%
5,000 万未満	7	20.6%	97.1%
5,000 万以上	1	2.9%	100.0%
	34		

○併せて参照して欲しい調査項目 : A7.A25.A34 (当期経常増減額分析)

○調査項目 (A17) : 愛知県 / 日中活動系 / 正味財産合計額

愛知県で生活介護事業の調査対象とした NPO 法人 55 法人のうち、就労継続支援事業 (A 型・B 型)、就労移行支援事業を実施している法人を除いた 34 法人について、法人の正味財産合計を分析した結果である。

正味財産合計額を、11 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では 1,000 万円以上 2,500 万円未満の法人数が 7 法人 (20.6%) であり、最多階層となった。正味財産がマイナスとなっている法人は 2 法人であった。

正味財産合計額の平均値は、55,544 千円と 1 億円以上の正味財産合計額があった 8 法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、36,580 千円となっている。

区 分	法人数	構成割合	累計
△ 1,000 万以上	1	2.9%	2.9%
△ 500 万以上	1	2.9%	5.9%
0 未満	0	0.0%	5.9%
500 万未満	3	8.8%	14.7%
1,000 万未満	3	8.8%	23.5%
2,500 万未満	7	20.6%	44.1%
5,000 万未満	4	11.8%	55.9%
7,500 万未満	4	11.8%	67.6%
1 億未満	3	8.8%	76.5%
1.5 億未満	6	17.6%	94.1%
1.5 億以上	2	5.9%	100.0%
	34		

○併せて参照して欲しい調査項目 : A8.A26.A35 (正味財産合計額分析)

愛知県で生活介護事業を実施している NPO 法人 55 法人のうち、就労継続支援事業 (A 型・B 型)、就労移行支援事業を実施している法人を除いた 34 法人について、法人税の申告状況を分析した結果である。

1 租税公課科目以外に法人税を別の科目で表示している法人の状況

34 法人中 24 法人が租税公課科目以外に法人税住民税等科目を表記しており、そのうち、法人住民税の均等割 (7.1 万円) 以上の金額の記載のある法人は、11 法人 (うち、均等割のみ 4 法人) あった。

区 分	法人数	構成割合	累計
0	5	20.8%	20.8%
25 万未満	12	50.0%	70.8%
50 万未満	1	4.2%	75.0%
75 万未満	1	4.2%	79.2%
100 万未満	1	4.2%	83.3%
500 万未満	4	16.7%	100.0%
1,000 万未満	0	0.0%	100.0%
2,000 万未満	0	0.0%	100.0%
3,000 万未満	0	0.0%	100.0%
3,000 万以上		0.0%	100.0%
	24		

2 租税公課科目のみを表示している法人の状況

34 法人から 2 の法人税住民税等科目を表記している法人 (24 法人) を除いた 10 法人が、租税公課科目がある、または 租税公課科目の表記のない法人であった。

そのうち租税公課科目に 7.1 万円以上の金額が記載された法人は 4 法人であったが、内訳が不明なため、固定資産税や消費税である可能性も拭いきれない。

そのため、租税公課科目の金額が、次の算式で得た金額以上の法人を抽出し、法人税の申告をしていると推定される法人を絞り込んだが、4 法人すべてが該当した。

【算式】 租税公課科目の金額 \geq (当期経常増減額 - その他の収益計) \times 15% (法人税の基本税率) + 7.1 万円 (均等割税額)

3 申告想定法人

法人税の申告法人は、単純に 1 の 11 法人 (法人税住民税等科目: 7.1 万円以上) と 2 の 4 法人 (租税公課科目: 7.1 万円以上) を合計すると 15 法人となり、全体に占める法人税の申告割合は 44.1% となる。

また、2 の計算式により法人税の申告法人を絞り込んだ法人 (4 法人) 基に、法人税の申告法人を算出しても同様の結果となる。

なお、この 15 法人には、介護保険サービスを実施していたり、施設運営や法外サービスを受託していたり、障害福祉サービス以外の事業を実施している 1 法人が含まれている。

仮に、これら障害福祉サービス事業以外の事業を実施している 1 法人を除くと申告想定法人は 14 法人となり、全体の法人税の申告割合を求めると、41.2% まで低下する結果となる。

就労系の障害福祉サービスを実施している NPO 法人よりも申告割合が低い結果となった。

○併せて参照して欲しい調査項目 : A9.A27.A36 (申告内容分析)

○調査項目 (A19) : 愛知県 / 居住支援系 / 事業種別

愛知県で共同生活援助事業を実施していると思われた NPO 法人 49 法人のうち、就労継続支援事業 (A 型・B 型) 又は就労移行支援事業を実施している 23 法人、生活介護事業を実施している 5 法人 (就労系事業も実施している 9 法人を除く) を除いた 21 法人 (計画中や事業開始 1 年未満の法人を除く) が、共同生活援助事業以外にどのような障害福祉サービスを実施しているかを分析した結果である。

1 実施している事業数

共同生活援助事業のみを実施している法人は 12 法人 (57.1%) であり、複数の事業を行っている法人の割合の方が少なかった。複数事業実施法人では、共同生活援助事業以外に 1 事業が 5 法人、2 事業が 4 法人で、これらで事業実施法人の 100.0% を占めた。したがって、共同生活援助事業以外に 2 事業を行っていた法人が最大となった。

2 実施している事業種類

地域生活支援を行っている法人が 6 法人、続いて相談支援、居宅介護となっている。収益事業とされている介護保険サービス事業を行っている法人はなかった。

事業分類	法人数
生活 (自立) 訓練	0
共同生活援助	21
相談支援	3
地域生活支援	6
放課後等デイサービス	1
居宅介護 (※ 1)	2
短期入所	0
介護保険サービス	0
施設運営	1
その他 (制度外サービス)	0
合計 (※ 2)	34

※1 重度訪問介護、行動援護、同行援護を含む

※2 法人で複数の事業を実施しているので合計は、調査法人数 (21) と一致しない。

○併せて参照して欲しい調査項目 : A1.A10.A28 (事業種別分析)

○調査項目 (A20) : 愛知県 / 居住支援系 / 経常収益・事業費

愛知県で共同生活援助事業の調査対象とした NPO 法人 49 法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、就労継続支援事業 (A 型・B 型)、就労移行支援事業、生活介護事業を実施している 28 法人を除いた 21 法人について、法人の規模を分析した結果である。

経常収益合計額、事業費合計額ともに 10 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。分類階層では、経常収益では 2,500 万円未満と 5,000 万円以上 7,500 万円未満の 2 階層、事業費では 2,500 万円以上 5,000 万円未満の法人が一番多い結果となった。

調査対象のうち、12 法人が共同生活援助事業のみ行っており、運営しているグループホームの数も少ないということが影響しているのではないかとと思われる。

また、2.5 億円以上の経常収益がある法人は 1 法人 (4.8%) のみであり、就労系事業所、生活介護

事業所よりも大規模法人が占める割合が少ない。

経常収益と事業費の平均値は、それぞれ 65,292 千円と 54,440 千円であった。また、中央値は、経常収益 51,975 千円、事業費 43,465 千円であった。

区 分	経常収益計			事業費計		
	法人数	構成割合	累計	法人数	構成割合	累計
2,500 万未満	6	28.6%	28.6%	6	28.6%	28.6%
5,000 万未満	4	19.0%	47.6%	8	38.1%	66.7%
7,500 万未満	6	28.6%	76.2%	3	14.3%	81.0%
1 億未満	2	9.5%	85.7%	2	9.5%	90.5%
1.25 億未満	2	9.5%	95.2%	1	4.8%	95.2%
1.5 億未満	0	0.0%	95.2%	0	0.0%	95.2%
1.75 億未満	0	0.0%	95.2%	0	0.0%	95.2%
2 億未満	0	0.0%	95.2%	0	0.0%	95.2%
2.5 億未満	0	0.0%	95.2%	0	0.0%	95.2%
2.5 億以上	1	4.8%	100.0%	1	4.8%	100.0%
	21			21		

○併せて参照して欲しい調査項目：A2.A11.A29（経常収益・事業費分析）

○調査項目（A21）：愛知県 / 居住支援系 / 補助金等

愛知県で共同生活援助事業の調査対象とした NPO 法人 49 法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業、生活介護事業を実施している 28 法人を除いた 21 法人について、法人の補助金等を分析した結果である。

補助金と助成金の合計を、11 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、250 万円未満の法人数が 13 法人（61.9%）と一番多い結果となった。

補助金等の平均値は 9,682 千円、中央値は 1,575 千円であった。

区 分	法人数	構成割合	累計
250 万未満	13	61.9%	61.9%
500 万未満	2	9.5%	71.4%
750 万未満	0	0.0%	71.4%
1,000 万未満	0	0.0%	71.4%
1,500 万未満	2	9.5%	81.0%
2,000 万未満	1	4.8%	85.7%
2,500 万未満	1	4.8%	90.5%
3,000 万未満	0	0.0%	90.5%
5,000 万未満	1	4.8%	95.2%
1 億未満	1	4.8%	100.0%
1 億以上	0	0.0%	100.0%
	21		

○併せて参照して欲しい調査項目：A3.A12.A30（補助金等分析）

○調査項目（A22）：愛知県 / 居住支援系 / 事業収益

愛知県で共同生活援助事業の調査対象とした NPO 法人 49 法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業、生活介護事業を実施している 28 法人を除いた 21 法人について、法人の事業収益を分析した結果である。

事業収益の合計を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。
 分類階層では、1,000万円未満と5,000万円以上7,500万円未満の法人数が6法人（28.6%）と
 化している。

経常収益の分析と同様、就労系事業や生活介護事業を併せて行っている法人を除いた法人の分析
 であるため、事業収益の規模は小さくなっている。

事業収益の平均値は52,662千円、中央値は40,052千円であった。

区 分	法人数	構成割合	累計
1,000 万未満	6	28.6%	28.6%
2,000 万未満	2	9.5%	38.1%
3,000 万未満	1	4.8%	42.9%
4,000 万未満	1	4.8%	47.6%
5,000 万未満	2	9.5%	57.1%
7,500 万未満	6	28.6%	85.7%
1 億未満	1	4.8%	90.5%
1.5 億未満	1	4.8%	95.2%
2 億未満	0	0.0%	95.2%
2.5 億未満	0	0.0%	95.2%
2.5 億以上	1	4.8%	100.0%
	21		

○併せて参照して欲しい調査項目：A4.A13.A31（事業収益分析）

○調査項目（A23）：愛知県 / 居住支援系 / その他の収益

愛知県で共同生活援助事業の調査対象としたNPO法人49法人のうち、事業報告書等が入手できた
 法人で、就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業、生活介護事業を実施している28法
 人を除いた21法人について、法人のその他の収益を分析した結果である。

その他の収益の合計を、10階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。
 分類階層では、10万円未満の階層の法人数が、8法人（38.1%）と一番多い結果となった。
 全体でも、その他の収益が50万円未満の法人数が1/2以上（61.9%）を占めている。

このその他の収益50万未満の法人数割合は、就労系事業（33.0%）や生活介護事業（23.5%）に
 比べても高いものになっている。

その他の収益合計の平均値は、1,090千円、中央値は、341千円であった。

区 分	法人数	構成割合	累計
10 万未満	8	38.1%	38.1%
50 万未満	5	23.8%	61.9%
100 万未満	1	4.8%	66.7%
200 万未満	4	19.0%	85.7%
250 万未満	0	0.0%	85.7%
500 万未満	2	9.5%	95.2%
750 万未満	1	4.8%	100.0%
1,000 万未満	0	0.0%	100.0%
5,000 万未満	0	0.0%	100.0%
5,000 万以上	0	0.0%	100.0%
	21		

○併せて参照して欲しい調査項目：A5.A14.A32（その他の収益分析）

○調査項目 (A24) : 愛知県 / 居住支援系 / 管理費

愛知県で共同生活援助事業の調査対象としたNPO法人49法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、就労継続支援事業(A型・B型)、就労移行支援事業、生活介護事業を実施している28法人を除いた21法人について、法人の管理費を分析した結果である。

管理費の合計を、10階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、250万円以上500万円未満の法人数が6法人(28.6%)と一番多い結果となった。

管理費の合計が200万円未満の法人が約4割(38.1%)を占めており、常勤の事務局員を雇用できる状態ではないと思われるが、比較的事業規模の大きな法人は常勤の職員を雇用し、1,000万円以上の法人数もある結果となったのではないかとと思われる。

管理費の合計額の平均値は、7,524千円と750万円以上の管理費があった4法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、3,236千円と、やはり常勤職員の雇用が難しい金額となっている。

区分	法人数	構成割合	累計
10万未満	3	14.3%	14.3%
50万未満	1	4.8%	19.0%
100万未満	1	4.8%	23.8%
200万未満	3	14.3%	38.1%
250万未満	0	0.0%	38.1%
500万未満	6	28.6%	66.7%
750万未満	3	14.3%	81.0%
1,000万未満	0	0.0%	81.0%
5,000万未満	3	14.3%	95.2%
5,000万以上	1	4.8%	100.0%
	21		

○併せて参照して欲しい調査項目 : A6.A15.A33 (管理費分析)

○調査項目 (A25) : 愛知県 / 居住支援系 / 当期経常増減額

愛知県で共同生活援助事業の調査対象としたNPO法人49法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、就労継続支援事業(A型・B型)、就労移行支援事業、生活介護事業を実施している28法人を除いた21法人について、法人の当期経常増減額を分析した結果である。

当期経常増減額を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、500万円未満の赤字法人と400万円以上500万円未満の黒字法人の2階層がともに4法人(19.0%)となり最多であった。

赤字法人数が全体の1/4超の、6法人(28.6%)を占めている。

当期経常増減額の平均値は、2,345千円、中央値は、2,759千円となっている。

区分	法人数	構成割合	累計
△ 1,000万以上	0	0.0%	0.0%
△ 500万以上	2	9.5%	9.5%
0未満	4	19.0%	28.6%
100万未満	3	14.3%	42.9%
200万未満	1	4.8%	47.6%
300万未満	2	9.5%	57.1%
400万未満	1	4.8%	61.9%

500 万未満	4	19.0%	81.0%
1,000 万未満	2	9.5%	90.5%
5,000 万未満	2	9.5%	100.0%
5,000 万以上	0	0.0%	100.0%
	21		

○併せて参照して欲しい調査項目：A7.A16.A34（当期経常増減額分析）

○調査項目（A26）：愛知県 / 居住支援系 / 正味財産合計額

愛知県で共同生活援助事業の調査対象とした NPO 法人 49 法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業、生活介護事業を実施している 28 法人を除いた 21 法人について、法人の正味財産合計を分析した結果である。

正味財産合計額を、11 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、1,000 万円以上 2,500 万円未満の法人数が 6 法人（28.6%）で、最多階層となった。

また、正味財産合計額がマイナスとなっている法人も 5 法人（23.8%）存在した。

正味財産合計額の平均値は、12,767 千円、中央値は、8,772 千円となっている。

区 分	法人数	構成割合	累計
△ 1,000 万以上	2	9.5%	9.5%
△ 500 万以上	0	0.0%	9.5%
0 未満	3	14.3%	23.8%
500 万未満	5	23.8%	47.6%
1,000 万未満	1	4.8%	52.4%
2,500 万未満	6	28.6%	81.0%
5,000 万未満	2	9.5%	90.5%
7,500 万未満	1	4.8%	95.2%
1 億未満	1	4.8%	100.0%
1.5 億未満	0	0.0%	100.0%
1.5 億以上	0	0.0%	100.0%
	21		

○併せて参照して欲しい調査項目：A8.A17.A35（正味財産合計額分析）

○調査項目（A27）：愛知県 / 居住支援系 / 申告内容

愛知県で共同生活援助事業の調査対象とした NPO 法人 49 法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業、生活介護事業を実施している 28 法人を除いた 21 法人について、法人税の申告状況を分析した結果である。

1 租税公課科目以外に法人税を別の科目で表示している法人の状況

21 法人中 15 法人が租税公課科目以外に法人税住民税等科目を表記しており、そのうち、法人住民税の均等割（7.1 万円）以上の金額の記載のある法人は、9 法人（うち、均等割りのみ 6 法人）であった。

区 分	法人数	構成割合
0	2	13.3%
25 万未満	8	53.3%
50 万未満	2	13.3%
75 万未満	0	0.0%
100 万未満	0	0.0%
500 万未満	2	13.3%

1,000万未満	1	6.7%
2,000万未満	0	0.0%
3,000万未満	0	0.0%
3,000万以上	0	0.0%
	15	

2 租税公課科目のみを表示している法人の状況

21 法人から1の法人税住民税等科目を表記している法人（15 法人）を除いた6 法人が、租税公課科目がある、または 租税公課科目の表記のない法人であった。

そのうち租税公課科目に7.1 万円以上の金額が記載された法人は3 法人であったが、内訳が不明なため、固定資産税や消費税である可能性も拭いきれない。

そのため、租税公課科目の金額が、次の算式で得た金額以上の法人を抽出し、法人税の申告をしていると推定される法人を絞り込んだところ、3 法人すべてが該当した。

【算式】 $\text{租税公課科目の金額} \geq (\text{当期経常増減額} - \text{その他の収益計}) \times 15\% (\text{法人税の基本税率}) + 7.1 \text{ 万円} (\text{均等割税額})$

3 申告想定法人

法人税の申告法人は、単純に1の9 法人（法人税住民税等科目:7.1 万円以上）と2の3 法人（租税公課科目:7.1 万円以上）を合計すると12 法人となり、全体に占める法人税の申告割合は57.1%となる。

また、2の計算式により法人税の申告法人を絞り込んだ法人（3 法人）を基に、法人税の申告法人を算出しても12 法人となり、法人税の申告割合は同じとなる。

なお、この12 法人には、施設運営や法外サービスを受託するなど、障害福祉サービス以外の事業を実施している1 法人も含まれている。

仮に、これら障害福祉サービス事業以外の事業を実施している1 法人を除くと、申告想定法人は11 法人となり、全体の法人税の申告割合を求めると、52.4%まで低下する結果となる。

○併せて参照して欲しい調査項目：A9.A18.A36（申告内容分析）

○調査項目（A28）：愛知県 / 訪問系 / 事業種別

愛知県で居宅介護事業又は重度訪問介護事業を実施していると思われたNPO 法人55 法人のうち、事業報告書等入手し、介護保険法に基づくサービス事業、就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業、生活介護事業、共同生活援助事業を実施している44 法人を除いた11 法人で、訪問系以外にどのような障害福祉サービスを実施しているかを分析した結果である。

1 実施している事業数

居宅介護事業のみを実施している法人は2 法人であり、訪問系以外に1 事業が4 法人、2 事業が4 法人、3 事業が1 法人であり、これらで事業実施法人の100.0%を占めた。したがって、訪問系事業以外に3 事業を行っていた法人が最大となった。
であった。

2 実施している事業種類

訪問系以外では、地域生活支援事業（主に移動支援）を行っている法人が多く、障害者の居宅だけではなく外出も支援している法人が多いためと思われる。次に放課後デイサービス事業であった。

事業分類	法人数
生活（自立）訓練	0
相談支援	4
地域生活支援	6
放課後等デイサービス	5
居宅介護（※1）	11
短期入所	0
施設運営	0
その他（制度外サービス）	0
合計（※2）	26

※1 重度訪問介護、行動援護、同行援護を含む

※2 法人で複数の事業を実施しているため合計は、調査法人数（11）と一致しない。

○併せて参照して欲しい調査項目：A1.A10.A19（事業種別分析）

○調査項目（A29）：愛知県 / 訪問系 / 経常収益・事業費

愛知県で居宅介護事業又は重度訪問介護事業の調査対象としたNPO法人55法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、介護保険法に基づくサービス事業、就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業、生活介護事業、共同生活援助事業を実施している44法人を除いた11法人について、法人の規模を分析した結果である。

経常収益合計額、事業費合計額ともに10階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。分類階層では、経常収益は5,000万円以上7,500万円未満、事業費は2,500万円以上5,000万円未満の法人数が一番多い結果となった。

経常収益が5,000万円未満の法人が約1/3の4法人（36.4%）ある。

経常収益と事業費の平均値は、それぞれ68,013千円と53,244千円であった。また、中央値は、経常収益58,384千円、事業費40,116千円であった。

区分	経常収益計			事業費計		
	法人数	構成割合	累計	法人数	構成割合	累計
2,500万未満	2	18.2%	18.2%	2	18.2%	18.2%
5,000万未満	2	18.2%	36.4%	5	45.5%	63.6%
7,500万未満	3	27.3%	63.6%	2	18.2%	81.8%
1億未満	2	18.2%	81.8%	1	9.1%	90.9%
1.25億未満	1	9.1%	90.9%	0	0.0%	90.9%
1.5億未満	0	0.0%	90.9%	0	0.0%	90.9%
1.75億未満	0	0.0%	90.9%	1	9.1%	100.0%
2億未満	1	9.1%	100.0%	0	0.0%	100.0%
2.5億未満	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%
2.5億以上	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%
	11			11		

○併せて参照して欲しい調査項目：A2.A11.A20（経常収益・事業費分析）

○調査項目（A30）：愛知県 / 訪問系 / 補助金等

愛知県で居宅介護事業又は重度訪問介護事業の調査対象としたNPO法人55法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、介護保険法に基づくサービス事業、就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業、生活介護事業、共同生活援助事業を実施している44法人を除いた11法人につ

いて、法人の補助金等を分析した結果である。

補助金と助成金の合計を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、250万円未満の法人数が9法人（81.8%）と一番多い結果となった。

主な収益源である居宅介護事業には、愛知県などからの補助金の交付がないため、このような結果になったと思われる。

補助金等の平均値は、4,415千円と1億円以上の補助金等のあった1法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、121千円であった。

区 分	法人数	構成割合	累計
250万未満	9	81.8%	81.8%
500万未満	1	9.1%	90.9%
750万未満	0	0.0%	90.9%
1,000万未満	0	0.0%	90.9%
1,500万未満	0	0.0%	90.9%
2,000万未満	0	0.0%	90.9%
2,500万未満	0	0.0%	90.9%
3,000万未満	0	0.0%	90.9%
5,000万未満	0	0.0%	90.9%
1億未満	1	9.1%	100.0%
1億以上	0	0.0%	100.0%
	11		

○併せて参照して欲しい調査項目：A3.A12.A21（補助金等分析）

○調査項目（A31）：愛知県 / 訪問系 / 事業収益

愛知県で居宅介護事業又は重度訪問介護事業の調査対象としたNPO法人55法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、介護保険法に基づくサービス事業、就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業、生活介護事業、共同生活援助事業を実施している44法人を除いた11法人について、法人の事業収益を分析した結果である。

事業収益の合計を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

事業収益の平均値は、62,477千円、中央値は、51,180千円であった。

区 分	法人数	構成割合	累計
1,000万未満	0	0.0%	0.0%
2,000万未満	2	18.2%	18.2%
3,000万未満	1	9.1%	27.3%
4,000万未満	2	18.2%	45.5%
5,000万未満	0	0.0%	45.5%
7,500万未満	2	18.2%	63.6%
1億未満	3	27.3%	90.9%
1.5億未満	0	0.0%	90.9%
2億未満	1	9.1%	100.0%
2.5億未満	0	0.0%	100.0%
2.5億以上	0	0.0%	100.0%
	11		

○併せて参照して欲しい調査項目：A4.A13.A22（事業収益分析）

○調査項目（A32）：愛知県 / 訪問系 / その他の収益

愛知県で居宅介護事業又は重度訪問介護事業の調査対象とした NPO 法人 55 法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、介護保険法に基づくサービス事業、就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業、生活介護事業、共同生活援助事業を実施している 44 法人を除いた 11 法人について、法人のその他の収益を分析した結果である。

その他の収益の合計を、10 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。
分類階層では、10 万円未満の階層の法人数が、4 法人（36.4%）と、一番多かった。
全体でも、その他の収益が 50 万円未満の法人が 7 法人（63.6%）を占めていた。

その他の収益合計の平均値は、1,119 千円、中央値は、194 千円であった。

	法人数	構成割合	累計
10 万未満	4	36.4%	36.4%
50 万未満	3	27.3%	63.6%
100 万未満	0	0.0%	63.6%
200 万未満	1	9.1%	72.7%
250 万未満	1	9.1%	81.8%
500 万未満	2	18.2%	100.0%
750 万未満	0	0.0%	100.0%
1,000 万未満	0	0.0%	100.0%
5,000 万未満	0	0.0%	100.0%
5,000 万以上	0	0.0%	100.0%
	11		

○併せて参照して欲しい調査項目：A5.A14.A23（その他の収益分析）

○調査項目（A33）：愛知県 / 訪問系 / 管理費

愛知県で居宅介護事業又は重度訪問介護事業の調査対象とした NPO 法人 55 法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、介護保険法に基づくサービス事業、就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業、生活介護事業、共同生活援助事業を実施している 44 法人を除いた 11 法人について、法人の管理費を分析した結果である。

管理費の合計を、10 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。
分類階層では、750 万円以上 1,000 万円未満の法人数が 3 法人（27.3%）と一番多い結果となった。
管理費の合計が 250 万円未満の法人が約半数の 5 法人（45.5%）を占めており、常勤の事務局員を雇用できる状態ではないと思われる。

管理費の合計額の平均値は、7,298 千円、中央値は、2,995 千円となっている。

	法人数	構成割合	累計
10 万未満	1	9.1%	9.1%
50 万未満	1	9.1%	18.2%
100 万未満	2	18.2%	36.4%
200 万未満	0	0.0%	36.4%
250 万未満	1	9.1%	45.5%
500 万未満	1	9.1%	54.5%
750 万未満	0	0.0%	54.5%
1,000 万未満	3	27.3%	81.8%
5,000 万未満	2	18.2%	100.0%
5,000 万以上	0	0.0%	100.0%
	11		

○併せて参照して欲しい調査項目：A6.A15.A24（管理費分析）

○調査項目 (A34) : 愛知県 / 訪問系 / 当期経常増減額

愛知県で居宅介護事業又は重度訪問介護事業の調査対象としたNPO法人55法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、介護保険法に基づくサービス事業、就労継続支援事業(A型・B型)、就労移行支援事業、生活介護事業、共同生活援助事業を実施している44法人を除いた11法人について、法人の当期経常増減額を分析した結果である。

当期経常増減額を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。
 分類階層では、0円以上100万円未満の法人数が5法人(45.5%)となり、一番多い階層となった。
 赤字法人数は2法人(18.2%)であった。

当期経常増減額の合計額の平均値は、3,050千円、中央値は、772千円となっている。

区 分	法人数	構成割合	累計
△ 1,000 万以上	0	0.0%	0.0%
△ 500 万以上	0	0.0%	0.0%
0 未満	2	18.2%	18.2%
100 万未満	5	45.5%	63.6%
200 万未満	0	0.0%	63.6%
300 万未満	2	18.2%	81.8%
400 万未満	0	0.0%	81.8%
500 万未満	0	0.0%	81.8%
1,000 万未満	0	0.0%	81.8%
5,000 万未満	2	18.2%	100.0%
5,000 万以上	0	0.0%	100.0%
	11		

○併せて参照して欲しい調査項目 : A7.A16.A25 (当期経常増減額分析)

○調査項目 (A35) : 愛知県 / 訪問系 / 正味財産合計額

愛知県で居宅介護事業又は重度訪問介護事業の調査対象としたNPO法人55法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、介護保険法に基づくサービス事業、就労継続支援事業(A型・B型)、就労移行支援事業、生活介護事業、共同生活援助事業を実施している44法人を除いた11法人について、法人の正味財産合計を分析した結果である。

正味財産合計額を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。
 分類階層では、0円以上500万円未満の法人数と2,500万円以上5,000万円未満の2階層が最多3法人(27.3%)となっている。

また、正味財産がマイナスとなっている法人は1法人であった。

正味財産の合計額の平均値は、25,455千円と5,000万円以上の当期経常増減額があった2法人に引上げられる形で上振れしているが、中央値は、9,734千円となっている。

区 分	法人数	構成割合	累計
△ 1,000 万以上	0	0.0%	0.0%
△ 500 万以上	0	0.0%	0.0%
0 未満	1	9.1%	9.1%
500 万未満	3	27.3%	36.4%
1,000 万未満	2	18.2%	54.5%
2,500 万未満	0	0.0%	54.5%
5,000 万未満	3	27.3%	81.8%
7,500 万未満	1	9.1%	90.9%
1 億未満	1	9.1%	100.0%

1.5 億未満	0	0.0%	100.0%
1.5 億以上	0	0.0%	100.0%
	11		

○併せて参照して欲しい調査項目：A8.A17.A26（正味財産合計額）

○調査項目（A36）：愛知県 / 訪問系 / 申告内容

愛知県で居宅介護事業又は重度訪問介護事業の調査対象とした NPO 法人 55 法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、介護保険法に基づくサービス事業、就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業、生活介護事業、共同生活援助事業を実施している 44 法人を除いた 11 法人について、法人税の申告状況を分析した結果である。

1 租税公課科目以外に法人税を別の科目で表示している法人の状況

11 法人中 9 法人が租税公課科目以外に法人税住民税等科目を表記しており、そのうち、法人住民税の均等割（7.1 万円）以上の金額の記載のある法人は、7 法人（うち、均等割りのみ 4 法人）あった。

区 分	法人数	構成割合	累計
0	2	22.2%	22.2%
25 万未満	5	55.6%	77.8%
50 万未満	0	0.0%	77.8%
75 万未満	0	0.0%	77.8%
100 万未満	0	0.0%	77.8%
500 万未満	2	22.2%	100.0%
1,000 万未満	0	0.0%	100.0%
2,000 万未満	0	0.0%	100.0%
3,000 万未満	0	0.0%	100.0%
3,000 万以上	0	0.0%	100.0%
	9		

○併せて参照して欲しい調査項目：A9.A18.A27（申告内容分析）

2 租税公課科目のみを表示している法人の状況

11 法人から 2 の法人税住民税等科目を表記している法人（9 法人）を除いた 2 法人が、租税公課科目がある、または 租税公課科目の表記のない法人であった。

そのうち租税公課科目に 7.1 万円以上の金額が記載された法人は 1 法人であったが、内訳が不明なため、固定資産税や消費税である可能性も拭いきれない。

そのため、租税公課科目の金額が、次の算式で得た金額以上の法人を抽出し、法人税の申告をしていると推定される法人を絞り込んだところ、該当する法人はなかった。

【算式】 租税公課科目の金額 \geq (当期経常増減額 - その他の収益計) \times 15% (法人税の基本税率) + 7.1 万円 (均等割税額)

3 申告想定法人

法人税の申告法人は、単純に 1 の 7 法人（法人税住民税等科目：7.1 万円以上）と 2 の 1 法人（租税公課科目：7.1 万円以上）を合計すると 8 法人となり、全体に占める法人税の申告割合は 72.7% となる。

また、2 の計算式により法人税の申告法人を絞り込んだ法人はなく、法人税の申告法人を算出すると、1 の 7 法人のみとなり、法人税の申告割合は 63.6% となる。

なお、この 7 法人には、施設運営や法外サービスを受託するなど、障害福祉サービス以外の事業を実施している法人は含まれていない。

○併せて参照して欲しい調査項目：A9.A18.A36（申告内容分析）

04

障害福祉サービスを実施している
福岡県のNPO法人実態調査

1 調査の目的

障害福祉サービス事業を実施しているNPO法人について、公表されているデータから事業の種類や事業規模、法人税の申告状況などの調査を行い、障害福祉サービス事業を実施しているNPO法人の実態を把握し、適正・公平な課税の実現に資する基礎的な資料を得ることを目的とする。

2 調査対象 ((1) → (4) の順に調査対象が重複しないよう法人数が絞られている)

障害福祉サービスを実施しているNPO法人のうち、次の法人

- (1) 就労系 NPO 法人：就労支援事業を行っている NPO 法人
- (2) 日中活動系 NPO 法人：(1) の法人以外で生活介護事業を行っている NPO 法人
- (3) 居住支援系 NPO 法人：(1)、(2) の法人以外で共同生活援助事業を行っている NPO 法人
- (4) 訪問系 NPO 法人：(1) ～ (3) 以外で訪問系事業（居宅介護、重度訪問介護）を行っている NPO 法人（介護保険サービス事業者を除く。）

3 抽出方法

福岡県に主たる事務所があり、WAM NET（独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト）で提供された障害者サービス等情報検索サイトから「特定非営利活動法人」または「NPO法人」で抽出できた法人全件を調査対象とした。

4 調査事項

(1) NPO 法人が実施している事業の情報

障害福祉サービスのみならず、実施している事業の全般の内容

(2) NPO 法人の会計情報

経常収益、事業費、管理費、正味財産合計額、法人税の申告が推定できる勘定科目の記載や金額、そのほか財務諸表の注記から把握できた障害福祉サービス別の収益、事業費など

5 調査対象法人の調査日

令和2年5月4日～5月6日（事業報告書等閲覧日）

6 調査方法

NPO 法人の情報公開制度を利用し、4(1) の事業情報は、公開されている事業報告書から、また4(2) の会計情報は、公開された会計報告書類から調査した。なお、情報公開されていない法人や会計情報が適正でない場合など、正確な情報を得られないと判断した法人は、集計対象から除外した。

○調査項目 (F1) : 福岡県 / 就労系 / 事業種別

福岡県で就労継続支援事業又は就労移行支援事業を実施していると思われた NPO 法人 97 法人のうち、事業報告書等を入手し調査対象とした 84 法人について、就労系以外にどのような障害福祉サービスを実施しているかを分析した結果である。

1 実施している事業数

就労系事業のみを実施している法人は 33 法人 (39.3%) であり、複数の事業を行っている法人の割合の方が他地域同様に多かった。就労系以外の法人は約 4 割で 3 地域中 1 番高い割合となっている。複数事業実施法人では、就労系以外に 1 事業が 24 法人、2 事業が 18 法人、3 事業が 7 法人であり、これらで複数事業実施法人の 96.1% を占めた。因みに就労系以外に 4 事業を行っていた法人が最大である。

2 実施している事業種類

就労系以外では、相談支援が最も多くなっている。最近の行政側の強い要望もあり、相談支援事業所を開設するところが増えていることが一因と考えられる。

次に生活介護、共同生活支援、放課後等デイサービスが多く、収益事業とされている介護保険サービス事業を行っている法人はゼロであった。

事業分類	法人数
就労継続支援 (A 型)	23
就労継続支援 (B 型)	64
就労移行	13
生活介護	19
生活 (自立) 訓練	8
共同生活援助	18
相談支援	23
地域生活支援	4
放課後等デイサービス	16
居宅介護 (※ 1)	1
介護保険サービス	0
施設運営	0
その他 (主に受託サービス)	11
合計 (※ 2)	200

※ 1 重度訪問介護、行動援護、同行援護を含む

※ 2 法人で複数の事業を実施しているため合計は、調査法人数 (84) と一致しない。

○併せて参照して欲しい調査項目 : F10.F19.F28 (事業種別分析)

○調査項目 (F2) : 福岡県 / 就労系 / 経常収益・事業費

福岡県で就労継続支援事業 (A 型・B 型)、就労移行支援事業を実施している法人で事業報告書等を入手した 84 法人について、法人の規模を分析した結果である。

経常収益合計額、事業費合計額ともに 10 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。分類階層では、経常収益では 2,500 万円以上 5,000 万円未満の 21 法人が最も多い階層となっている。事業費の方は 2,500 万円未満の 26 法人が最多階層となっている。就労系のみ事業を実施している法

人が、調査事項（F1）で分析したとおり、他地域同様最多であり、その結果が経常収益、事業費の規模にも影響しているのではないかとと思われる。福岡県の特徴として事業費の規模は他地域に比べて少ない傾向にある。

また、1億円以上の経常収益がある法人が、1/5程度、18法人（21.4%）あり、他地域と比べて低い結果となっている。

経常収益と事業費の平均値は、それぞれ73,912千円と62,190千円であった。平均値は1億円以上の上位2割の法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、経常収益51,741千円、事業費38,886千円であった。福岡県は比較的他地域に比べて金額も規模も少ない傾向と言える。

区分	経常収益計			事業費計		
	法人数	構成割合	累計	法人数	構成割合	累計
2,500万未満	18	21.4%	21.4%	26	31.0%	31.0%
5,000万未満	21	25.0%	46.4%	20	23.8%	54.8%
7,500万未満	16	19.0%	65.5%	15	17.9%	72.6%
1億未満	11	13.1%	78.6%	10	11.9%	84.5%
1.25億未満	4	4.8%	83.3%	5	6.0%	90.5%
1.5億未満	5	6.0%	89.3%	4	4.8%	95.2%
1.75億未満	3	3.6%	92.9%	0	0.0%	95.2%
2億未満	2	2.4%	95.2%	0	0.0%	95.2%
2.5億未満	1	1.2%	96.4%	1	1.2%	96.4%
2.5億以上	3	3.6%	100.0%	3	3.6%	100.0%
	84			84		

○併せて参照して欲しい調査項目：F1（事業種別分析）、F11.F20.F29（経常収益・事業費分析）

○調査項目（F3）：福岡県 / 就労系 / 補助金等

福岡県で就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業を実施している法人で事業報告書等を入手した84法人のうち、補助金と助成金の額が把握できた37法人について、補助金と助成金の合計額を分析した結果である。

補助金と助成金の合計を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。福岡県においては、「受取助成金等」の項目の表記のない法人については集計対象から除外している。

福岡県は東京都と比べ人件費や家賃などは高くなく、人件費補助や家賃補助といった国や県の特別な制度は設けられていないので、愛知県と同様、比較的補助金等の金額は低水準となっている。

分類階層では、250万円未満の法人数が28法人（75.7%）と一番多い結果となった。

全体では、1,000万円未満の補助金等の各階層に36法人（97.3%）が属している。残りの1法人は経常収益5億円弱で2,500万円ほどの補助金等を受け取っている。

そのような構造により補助金等の平均値は2,292千円に比べ、中央値は低く900千円となっている。

区分	法人数	構成割合	累計
250万未満	28	75.7%	75.7%
500万未満	7	18.9%	94.6%
750万未満	0	0.0%	94.6%
1,000万未満	1	2.7%	97.3%
1,500万未満	0	0.0%	97.3%
2,000万未満	0	0.0%	97.3%
2,500万未満	1	2.7%	100.0%
3,000万未満	0	0.0%	100.0%

5,000 万未満	0	0.0%	100.0%
1 億未満	0	0.0%	100.0%
1 億以上	0	0.0%	100.0%
	37		

○併せて参照して欲しい調査項目：F12.F21.F30（補助金等分析）

○調査項目（F4）：福岡県 / 就労系 / 事業収益

福岡県で就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業を実施している法人で事業報告書等を入手した84法人について、事業収益の合計額を分析した結果である。

事業収益の合計を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。分類階層では、5,000万円以上7,500万円未満の法人数が14法人（16.7%）と一番多い結果となった。しかし、次に多い階層は2,000万円以上3,000万円未満で13法人（15.5%）と乖離があるように見えるが、2,000万円以上から1億円未満にかけて平均的に法人数は散らばっており、就労系以外の事業所の複数展開や就労系以外の事業の実施における事業や事業所の数の違いによるものと考えられる。

また、1億円以上の事業収益がある法人が、1/5程度、16法人（19.04%）あり、その内の13法人については就労以外に2つ以上の事業を展開している。

事業収益の平均値は、71,220千円と1億円以上の事業収入のあった法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、51,319千円であった。

因みに中央値は東京都や愛知県と、ほぼ変わらない。全国的に就労系の平均的な規模の団体の事業収益は変わらないと考えられる。

区 分	法人数	構成割合	累計
1,000 万未満	8	9.5%	9.5%
2,000 万未満	6	7.1%	16.7%
3,000 万未満	13	15.5%	32.1%
4,000 万未満	10	11.9%	44.0%
5,000 万未満	6	7.1%	51.2%
7,500 万未満	14	16.7%	67.9%
1 億未満	11	13.1%	81.0%
1.5 億未満	7	8.3%	89.3%
2 億未満	5	6.0%	95.2%
2.5 億未満	1	1.2%	96.4%
2.5 億以上	3	3.6%	100.0%
	84		

○併せて参照して欲しい調査項目：F1（事業種別分析）.F13.F22.F31（事業収益分析）・

○調査項目（F5）：福岡県 / 就労系 / その他の収益

福岡県で就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業を実施している法人で事業報告書等を入手した84法人のうち、障害福祉サービス事業を含む事業収益が把握できた78法人について、補助金・助成金、事業収益以外の収益の合計額（会費や寄付金、雑収益など）を分析した結果である。

その他の収益の合計を、10階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。分類階層では、10万円未満の法人数が31法人（39.7%）と一番多い結果となった。

全体でもその他の収益が200万円未満の法人が70法人で約9割（89.7%）を占めていた。

その他の収益合計の平均値は、844千円と1,000万円以上のその他の収益があった1法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、172千円と比較的少額であった。

NPO法人の経常収益合計に占めるその他の収益計の割合を、それぞれの中央値で計算（172千円 ÷ 51,741千円）すると、0.3%となり、福岡県の就労系のNPO法人は、ほぼ事業収益のみで運営している事業型NPO法人が主体と、考えてよいのではないかと思われる。

区 分	法人数	構成割合	累計
10万未満	31	39.7%	39.7%
50万未満	18	23.1%	62.8%
100万未満	14	17.9%	80.8%
200万未満	7	9.0%	89.7%
250万未満	2	2.6%	92.3%
500万未満	5	6.4%	98.7%
750万未満	0	0.0%	98.7%
1,000万未満	0	0.0%	98.7%
5,000万未満	1	1.3%	100.0%
5,000万以上	0	0.0%	100.0%
	78		

○併せて参照して欲しい調査項目：F2（経常収益分析）・F14.F23.F32（その他の収益分析）

○調査項目（F6）：福岡県 / 就労系 / 管理費

福岡県で就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業を実施している法人で事業報告書等を入手した84法人のうち、経常費用を事業費と管理費に分類していた80法人について、管理費の合計額を分析した結果である。

管理費の合計を、10階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、1,000万円以上5,000万円未満の法人数が22法人（27.5%）と一番多い結果となったが、200万円未満に24法人（30.0%）があり、低階層帯と高階層帯に東京都と同様に法人が、2極化されていた。

因みに管理費の合計が500万円未満の法人が40法人で5割を占めており、全体の半分の法人は、常勤の事務局員を雇用できる状態ではないと思われる。残りの5割は事業規模に応じて人件費が増加する分、管理費も増加し、2極化したと思われる。F4（就労系 / 事業収益）での分析でも事業や事業所の数による各階層に平均的に法人が見られた状況からも2極化の状況が考えられる。

管理費の合計額の平均値は、8,521千円だが前述の状況により、中央値は、4,966千円と、他地域と同様、常勤職員の雇用は難しい金額となっている。

区 分	法人数	構成割合	累計
10万未満	1	1.3%	1.3%
50万未満	9	11.3%	12.5%
100万未満	5	6.3%	18.8%
200万未満	9	11.3%	30.0%
250万未満	7	8.8%	38.8%
500万未満	9	11.3%	50.0%
750万未満	10	12.5%	62.5%
1,000万未満	7	8.8%	71.3%
5,000万未満	22	27.5%	98.8%
5,000万以上	1	1.3%	100.0%

	80	
--	----	--

○併せて参照して欲しい調査項目：F15.F24.F33（管理費分析）

○調査項目（F7）：福岡県 / 就労系 / 当期経常増減額

福岡県で就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業を実施している法人で事業報告書等を入手した84法人について、当期経常増減額を分析した結果である。

当期経常増減額を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、500万円未満の赤字法人数が23法人（27.4%）と一番多い結果となった。500万円未満の黒字法人は32法人（38.1%）存在し、当期経常増減額500万円未満の法人が全体の約8割（77.4%）を占めた。

赤字法人が全法人の3割である他地域に対して、福岡県はほぼ4割となっている。他地域に比べて規模などが少ない分、赤字に転じる法人の割合も高くなっている。

当期経常増減額の合計額の平均値は、1,487千円と約1割の1,000万円以上の当期経常増減額があった法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、688千円となっている。

区分	法人数	構成割合	累計
△ 1,000万以上	5	6.0%	6.0%
△ 500万以上	5	6.0%	11.9%
0未満	23	27.4%	39.3%
100万未満	13	15.5%	54.8%
200万未満	5	6.0%	60.7%
300万未満	2	2.4%	63.1%
400万未満	5	6.0%	69.0%
500万未満	7	8.3%	77.4%
1,000万未満	11	13.1%	90.5%
5,000万未満	8	9.5%	100.0%
5,000万以上	0	0.0%	100.0%
	84		

○併せて参照して欲しい調査項目：F16.F25.F34（当期経常増減額分析）

○調査項目（F8）：福岡県 / 就労系 / 正味財産合計額

福岡県で就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業を実施している法人で事業報告書等を入手した84法人について、正味財産合計額を分析した結果である。

正味財産合計額を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、1,000万円以上2,500万円未満の法人数が16法人（19.0%）と一番多い結果となったが、正味財産がマイナスとなっている法人が15法人（17.9%）認められた。他地域で1億円以上の法人が15%以上みられるが、福岡県では6法人で7.1%程となっており、正味財産合計額での分析においても規模が小さい傾向にあると言える。

正味財産合計額の平均値は、34,447千円と7,500万円以上の正味財産合計額があった法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、18,419千円となっている。

区分	法人数	構成割合	累計
△ 1,000万以上	6	7.1%	7.1%
△ 500万以上	1	1.2%	8.3%

0 未満	8	9.5%	17.9%
500 万未満	14	16.7%	34.5%
1,000 万未満	7	8.3%	42.9%
2,500 万未満	16	19.0%	61.9%
5,000 万未満	12	14.3%	76.2%
7,500 万未満	7	8.3%	84.5%
1 億未満	7	8.3%	92.9%
1.5 億未満	2	2.4%	95.2%
1.5 億以上	4	4.8%	100.0%
	84		

○併せて参照して欲しい調査項目：F17.F26.F35（正味財産合計額分析）

○調査項目（F9）：福岡県 / 就労系 / 申告内容

福岡県で就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業を実施している法人で事業報告書等を入手した84法人について、法人税の申告状況を分析した結果である。

1 租税公課科目以外に法人税を別の科目で表示している法人の状況

84法人中22法人が租税公課科目以外に法人税住民税等科目を表記しており、そのうち、法人住民税の均等割（71,000円*1）以上の金額の記載のある法人は、21法人（うち、均等割りのみ10法人）あった。

区 分	法人数	構成割合	累計
0 又は記載なし	0	0.0%	0.0%
25 万未満	13	59.1%	59.1%
50 万未満	1	4.5%	63.6%
75 万未満	3	13.6%	77.3%
100 万未満	4	18.2%	95.5%
500 万未満	0	0.0%	95.5%
1,000 万未満	1	4.5%	100.0%
2,000 万未満	0	0.0%	100.0%
3,000 万未満	0	0.0%	100.0%
3,000 万以上	0	0.0%	100.0%
	22		

2 租税公課科目のみを表示している法人の状況

84法人から1の法人税住民税等科目を表記している法人を除いた法人（62法人）が、租税公課科目がある、または租税公課科目の表記のない法人であった。

そのうち租税公課科目に71,000円以上*1の金額が記載された法人は33法人であったが、内訳が不明なため、固定資産税や消費税である可能性も拭いきれない。

そのため、租税公課科目の金額が、次の算式で得た金額以上の法人を抽出し、法人税の申告をしていると推定される法人を絞り込んだところ、33法人中13法人が該当した。

【算式】租税公課科目の金額 \geq (当期経常増減額 - その他の収益計) \times 15% (法人税の基本税率) + 71,000円*1 (均等割税額)

3 申告想定法人の割合

法人税の申告法人は、単純に1の21法人（法人税住民税等科目：71,000円*1以上）と2の33

法人（租税公課科目：71,000円*1以上）を合計すると54法人となり、全体に占める法人税の申告割合は64.3%となる。

また、2の計算式により法人税の申告法人を絞り込んだ法人（13法人）基に、法人税の申告法人を算出すると、1の21法人と併せて34法人となり、法人税の申告割合は40.5%となる。

なお、この34法人には、介護保険サービスを実施していたり、施設運営や法外サービスを受託していたり、障害福祉サービス以外の事業を実施している2法人が含まれている。

仮に、これら障害福祉サービス事業以外の事業を実施している2法人を除くと申告想定法人は32法人となり、全体の法人税の申告割合を求めると、38.1%となる。

*1 福岡県の均等割は21,000円、北九州市の均等割60,000円となっている。北九州市内の事業所に関しては81,000円以上で判断している

○併せて参照して欲しい調査項目：F18.F27.F36（申告内容分析）

○調査項目（F10）：福岡県 / 日中活動系 / 事業種別

福岡県で生活介護事業の調査対象としたNPO法人35法人のうち、就労継続支援事業（A型・B型）又は就労移行支援事業を実施している19法人を除いた16法人について、生活介護事業以外にどのような障害福祉サービスを実施しているかを分析した結果である。

1 実施している事業数

生活介護事業のみ事業を実施している法人は8法人（50.0%）であり、複数の事業を行っている法人と他地域と違い同数となった。複数事業実施法人では、生活介護事業以外に1事業が2法人、2事業が2法人、3事業が3法人であり、これらで複数事業実施法人の87.5%を占めた。また、生活介護事業以外に4事業の1法人を行っていた法人が最大であった。

2 実施している事業種類

生活介護以外では、居宅介護を行っている法人が多く、16法人のうち6法人が実施している。次に放課後等デイサービス、相談支援事業が多く、収益事業とされている介護保険サービス事業を行っている法人は2法人だった。

事業分類	法人数
生活介護	16
生活（自立）訓練	1
共同生活援助	1
相談支援	4
放課後等デイサービス	5
居宅介護（※1）	6
介護保険サービス	2
合計（※2）	35

※1 重度訪問介護、行動援護、同行援護を含む

※2 法人で複数の事業を実施しているため合計は、調査法人数（16）と一致しない。

○併せて参照して欲しい調査項目：F1.F19.F28（事業種別分析）

○調査項目（F11）：福岡県 / 日中活動系 / 経常収益・事業費

福岡県で生活介護事業の調査対象としたNPO法人35法人のうち、就労継続支援事業（A型・B型）、

就労移行支援事業を実施している法人を除いた 16 法人について、法人の規模を分析した結果である。

経常収益合計額、事業費合計額ともに 10 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。分類階層では、経常収益では 7,500 万円以上 1 億万円未満、事業費では 2,500 万円以上 5,000 万円未満並びに 7,500 万円以上 1 億円未満の法人が一番多い結果となった。就労系の分類階層では、経常収益は 2,500 万円以上 5,000 万円未満、事業費は 2,500 万円未満の法人が最多であった。しかし、生活介護事業を実施している法人は、他地域と同様に規模が大きくなる傾向にあり、経常収益、事業費にも同じく影響しているのではないかと思われる。

また、1 億円以上の経常収益がある法人が、6 法人（37.5%）あり、就労系事業所よりも大規模法人が占める割合が多い。

経常収益と事業費の平均値は、それぞれ 89,214 千円と 76,116 千円であった。平均値は 1 億円以上の経常収益のあった 6 法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、経常収益 81,156 千円、事業費 67,999 千円であった。

区 分	経常収益計			事業費計		
	法人数	構成割合	累計	法人数	構成割合	累計
2,500 万未満	2	12.5%	12.5%	2	12.5%	12.5%
5,000 万未満	2	12.5%	25.0%	4	25.0%	37.5%
7,500 万未満	2	12.5%	37.5%	3	18.8%	56.3%
1 億未満	4	25.0%	62.5%	4	25.0%	81.3%
1.25 億未満	3	18.8%	81.3%	1	6.3%	87.5%
1.5 億未満	0	0.0%	81.3%	1	6.3%	93.8%
1.75 億未満	2	12.5%	93.8%	0	0.0%	93.8%
2 億未満	0	0.0%	93.8%	0	0.0%	93.8%
2.5 億未満	1	6.3%	100.0%	1	6.3%	100.0%
2.5 億以上	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%
	16			16		

○併せて参照して欲しい調査項目：F2.F20.F29（経常収益・事業費分析）

○調査項目（F12）：福岡県 / 日中活動系 / 補助金等

福岡県で生活介護事業の調査対象とした NPO 法人 35 法人のうち、就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業を実施している法人を除いた 16 法人について、法人の補助金等を分析した結果（決算書類で数値を集計できなかった 6 法人は除く。）である。

補助金と助成金の合計を、11 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。福岡県においては、「受取助成金等」の項目の表記のない法人については集計対象から除外している。

福岡県は東京都と比べ人件費や家賃などは高くなく、人件費補助や家賃補助といった国や県の特別な制度は設けられていないので、愛知県と同様、比較的補助金等の金額は低水準となっている。

分類階層では、250 万円未満の法人数が 9 法人（90.0%）と 1 法人残してすべての法人が属している。残りの 1 法人は 1,400 万円ほどの補助金等を受け取っている。

そのような構造により補助金等の平均値は、1,780 千円となっているが、中央値は最多階層の 482 千円であった。

区 分	法人数	構成割合	累計
250 万未満	9	90.0%	90.0%
500 万未満	0	0.0%	90.0%

750 万未満	0	0.0%	90.0%
1,000 万未満	0	0.0%	90.0%
1,500 万未満	1	10.0%	100.0%
2,000 万未満	0	0.0%	100.0%
2,500 万未満	0	0.0%	100.0%
3,000 万未満	0	0.0%	100.0%
5,000 万未満	0	0.0%	100.0%
1 億未満	0	0.0%	100.0%
1 億以上	0	0.0%	100.0%
	10		

○併せて参照して欲しい調査項目：F3.F21.F30（補助金等分析）

○調査項目（F13）：福岡県 / 日中活動系 / 事業収益

福岡県で生活介護事業の調査対象とした NPO 法人 35 法人のうち、就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業を実施している法人を除いた 16 法人について、法人の事業収益を分析した結果である。

事業収益の合計を、11 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。分類階層では、7,500 万円以上 1 億円未満が 4 法人（25.0%）となり、最多階層となっている。しかしこの最多階層未満に 6 法人、最多階層以上にも 6 法人と、こちらも事業規模による分散が見られる。

事業収益の平均値は、86,795 千円と 1 億円以上の事業収入のあった 6 法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、77,341 千円であった。こちらも中央値も東京とほぼ同じ金額で、就労系の分析と同様、平均的な規模の団体の事業収益は変わらないと思われる。

区 分	法人数	構成割合	累計
1,000 万未満	0	0.0%	0.0%
2,000 万未満	2	12.5%	12.5%
3,000 万未満	1	6.3%	18.8%
4,000 万未満	1	6.3%	25.0%
5,000 万未満	0	0.0%	25.0%
7,500 万未満	2	12.5%	37.5%
1 億未満	4	25.0%	62.5%
1.5 億未満	3	18.8%	81.3%
2 億未満	2	12.5%	93.8%
2.5 億未満	1	6.3%	100.0%
2.5 億以上	0	0.0%	100.0%
	16		

○併せて参照して欲しい調査項目：F4.F22.F31（事業収益分析）

○調査項目（F14）：福岡県 / 日中活動系 / その他の収益

福岡県で生活介護事業の調査対象とした NPO 法人 35 法人のうち、就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業を実施している法人を除いた 16 法人について、法人のその他の収益を分析した結果である。

その他の収益の合計を、10 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。分類階層では、その他の収益が 200 万円未満の法人が 15 法人（93.8%）で 1 法人以外の全てが属した。

550 万円程の収益の 1 法人で数値が上振れしている。

よって、その他の収益合計の平均値は、774 千円と中央値は、308 千円であった。

NPO 法人の経常収益合計に占めるその他の収益計の割合を、それぞれの中央値で計算（308 千円 ÷ 81,156 千円）すると、0.4% であり、就労系の NPO 法人と同様、事業型 NPO 法人が主体と、考えてよいのではないかとと思われる。

区 分	法人数	構成割合	累計
10 万未満	5	31.3%	31.3%
50 万未満	4	25.0%	56.3%
100 万未満	4	25.0%	81.3%
200 万未満	2	12.5%	93.8%
250 万未満	0	0.0%	93.8%
500 万未満	0	0.0%	93.8%
750 万未満	1	6.3%	100.0%
1,000 万未満	0	0.0%	100.0%
5,000 万未満	0	0.0%	100.0%
5,000 万以上	0	0.0%	100.0%
	16		

○併せて参照して欲しい調査項目：F5.F23.F32（その他の収益分析）

○調査項目（F15）：福岡県 / 日中活動系 / 管理費

福岡県で生活介護事業の調査対象とした NPO 法人 35 法人のうち、就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業を実施している法人を除いた 16 法人について、法人の管理費を分析した結果である。

管理費の合計を、10 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、1,000 万円以上 5,000 万円未満の法人数が 5 法人（31.3%）と一番多い結果となったが、200 万円未満までには 8 法人（50%）あり、低階層帯と高階層帯に法人が、2 極化されていた。

管理費の合計が 200 万円未満の法人が 5 割、8 法人（50.0%）を占めており、全体の半分の法人は、常勤の事務局員を雇用できる状態ではないと思われるが、比較的事業規模の大きな法人は常勤の職員を雇用し、1,000 万円以上 5,000 万円未満の法人数が一番多い結果となったのではないかとと思われる。この傾向は他地域と同じ傾向にある。

管理費の合計額の平均値は、8,649 千円と 750 万円以上の管理費があった 6 法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、2,512 千円と、やはり常勤職員の雇用が難しい金額となっている。

区 分	法人数	構成割合	累計
10 万未満	2	12.5%	12.5%
50 万未満	3	18.8%	31.3%
100 万未満	0	0.0%	31.3%
200 万未満	3	18.8%	50.0%
250 万未満	0	0.0%	50.0%
500 万未満	1	6.3%	56.3%
750 万未満	1	6.3%	62.5%
1,000 万未満	1	6.3%	68.8%
5,000 万未満	5	31.3%	100.0%
5,000 万以上	0	0.0%	100.0%
	16		

○併せて参照して欲しい調査項目：F6.F24.F33（管理費分析）

○調査項目 (F16) : 福岡県 / 日中活動系 / 当期経常増減額

福岡県で生活介護事業の調査対象とした NPO 法人 35 法人のうち、就労継続支援事業 (A 型・B 型)、就労移行支援事業を実施している法人を除いた 16 法人について、法人の当期経常増減額を分析した結果である。

当期経常増減額を、11 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。
分類階層では、2 階層において法人数が 4 法人 (25.0%) となり、最多階層が 2 極化した。

その内、赤字法人数の 4 法人 (25%) が占めたが、500 万円以上の黒字法人も 6 法人 (37.5%) 存在した。

当期経常増減額の合計額の平均値は、4,447 千円と 500 万円以上の当期経常増減額があった 6 法人に引っ張られる形で上振れしており、中央値は、2,317 千円となっている。福岡県の規模や金額の特徴がこの分析においても表れており、少額になっている。

区 分	法人数	構成割合	累計
△ 1,000 万以上	0	0.0%	0.0%
△ 500 万以上	0	0.0%	0.0%
0 未満	4	25.0%	25.0%
100 万未満	2	12.5%	37.5%
200 万未満	1	6.3%	43.8%
300 万未満	3	18.8%	62.5%
400 万未満	0	0.0%	62.5%
500 万未満	0	0.0%	62.5%
1,000 万未満	4	25.0%	87.5%
5,000 万未満	2	12.5%	100.0%
5,000 万以上	0	0.0%	100.0%
	16		

○併せて参照して欲しい調査項目 : F7.F25.F34 (当期経常増減額分析)

○調査項目 (F17) : 福岡県 / 日中活動系 / 正味財産合計額

福岡県で生活介護事業の調査対象とした NPO 法人 35 法人のうち、就労継続支援事業 (A 型・B 型)、就労移行支援事業を実施している法人を除いた 16 法人について、法人の正味財産合計を分析した結果である。

正味財産合計額を、11 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。
分類階層では、2,500 万円以上 5,000 万円未満の法人数が 5 法人 (31.3%) となり、最多階層となった。正味財産がマイナスとなっている法人は 2 法人で 12.5%と就労系と比較して低い水準となった。正味財産合計額の平均値は 35,257 千円と、中央値は 32,822 千円となっている。

区 分	法人数	構成割合	累計
△ 1,000 万以上	0	0.0%	0.0%
△ 500 万以上	1	6.3%	6.3%
0 未満	1	6.3%	12.5%
500 万未満	2	12.5%	25.0%
1,000 万未満	0	0.0%	25.0%
2,500 万未満	3	18.8%	43.8%
5,000 万未満	5	31.3%	75.0%
7,500 万未満	2	12.5%	87.5%

1 億未満	1	6.3%	93.8%
1.5 億未満	1	6.3%	100.0%
1.5 億以上	0	0.0%	100.0%
	16		

○併せて参照して欲しい調査項目：F8.F26.F35（正味財産合計額分析）

○調査項目（F18）：福岡県 / 日中活動系 / 申告内容

福岡県で生活介護事業を実施している NPO 法人 35 法人のうち、就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業を実施している法人を除いた 16 法人について、法人税の申告状況を分析した結果である。

1 租税公課科目以外に法人税を別の科目で表示している法人の状況

16 法人中 11 法人が租税公課科目以外に法人税住民税等科目を表記しており、その全てが、法人住民税の均等割（71,000 円 *1）以上の金額の記載のある法人（うち、均等割のみ 5 法人）であった。

区分	法人数	構成割合	累計
0 又は記載なし	0	0.0%	0.0%
25 万未満	5	45.5%	45.5%
50 万未満	1	9.1%	54.5%
75 万未満	0	0.0%	54.5%
100 万未満	2	18.2%	72.7%
500 万未満	2	18.2%	90.9%
1,000 万未満	1	9.1%	100.0%
2,000 万未満	0	0.0%	100.0%
3,000 万未満	0	0.0%	100.0%
3,000 万以上	0	0.0%	100.0%
	11		

2 租税公課科目のみを表示している法人の状況

16 法人から 1 の法人税住民税等科目を表記している法人（11 法人）を除いた 5 法人が、租税公課科目がある、または 租税公課科目の表記のない法人であった。

そのうち租税公課科目に 71,000 円 *1 以上の金額が記載された法人は 3 法人であったが、内訳が不明なため、固定資産税や消費税である可能性も拭いきれない。

そのため、租税公課科目の金額が、次の算式で得た金額以上の法人を抽出し、法人税の申告をしていると推定される法人を絞り込んだところ、3 法人全てが該当した。

【算式】 租税公課科目の金額 \geq (当期経常増減額 - その他の収益計) \times 15% (法人税の基本税率) + 71,000 円 *1 (均等割税額)

3 申告想定法人

法人税の申告法人は、単純に 1 の 11 法人（法人税住民税等科目：71,000 円 *1 以上）と 2 の 3 法人（租税公課科目：71,000 円 *1 以上）を合計すると 14 法人となり、全体に占める法人税の申告割合は 87.5% となる。

また、2 の計算式により法人税の申告法人を絞り込んだ法人も同数になるため、法人税の申告割合は同じく 87.5% となる。

就労系の障害福祉サービスを実施している NPO 法人よりも申告割合が高い結果となった理由には、①生活介護事業の事業収益は、介護給付に基づくものであり、介護保険サービスと同様に医療保健業判定している法人の一定程度存在すると思われること ②就労系の福祉サービス事業法人よりも、全体的に規模が大きく法人税の負担が許容できること。などの点があると思われる。

*1 福岡県の均等割は 21,000 円、北九州市の均等割 60,000 円となっている。北九州市内の事業所に関しては 81,000 円以上で判断している

○併せて参照して欲しい調査項目：F9.F27.F36（申告内容分析）

○調査項目（F19）：福岡県 / 居住支援系 / 事業種別

福岡県で共同生活援助事業を実施していると思われる NPO 法人 23 法人のうち、就労継続支援事業（A 型・B 型）又は就労移行支援事業を実施している 18 法人、生活介護事業を実施している 1 法人を除いた 4 法人が、共同生活援助事業以外にどのような障害福祉サービスを実施しているかを分析した結果である。

1 実施している事業数

共同生活援助事業のみを実施している法人は 2 法人（50%）であり、複数の事業を行っている法人と同数である。複数事業実施法人では、共同生活援助事業以外に 1 事業が 1 法人、2 事業が 1 法人であり、共同生活援助事業以外に 2 事業を行っていた法人が最大であった。

2 実施している事業種類

施設運営とその他のサービス（主に受託事業）を行っている法人が 2 法人ある状況。収益事業とされている介護保険サービス事業を行っている法人はなかった。福岡県においては就労系や生活介護を実施しない状況での共同生活支援事業実施の法人は共同生活支援事業者全体の 17.4%（4 法人）とかなり少ない。

事業分類	法人数
共同生活援助	4
施設運営	1
その他（法外サービスなど）	2
合計（※1）	7

※1 法人で複数の事業を実施しているため合計は、調査法人数（4）と一致しない。

○併せて参照して欲しい調査項目：F1.F10.F28（事業種別分析）

○調査項目（F20）：福岡県 / 居住支援系 / 経常収益・事業費

福岡県で共同生活援助事業の調査対象とした NPO 法人 23 法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業、生活介護事業を実施している 19 法人を除いた 4 法人について、法人の規模を分析した結果である。

経常収益合計額、事業費合計額ともに 10 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

分類階層では、経常収益事業費共に 2,500 万円未満の法人が一番多い結果となった。

調査対象の 4 法人共に、就労系も生活介護も実施しておらず、またその他の事業にも積極的に取り組んでいない。比較的小規模なタイプの法人が対象となっていることが原因と思われる。

経常収益と事業費の平均値はそれぞれ 19,497 千円と 18,109 千円であった。また、中央値は 19,743 千円と 17,839 千円であった。経常収益及び事業費の中央値は共に他地域と比べて半分以下の金額になっている。

区 分	経常収益計			事業費計		
	法人数	構成割合	累計	法人数	構成割合	累計
2,500 万未満	3	75.0%	75.0%	3	75.0%	75.0%
5,000 万未満	1	25.0%	100.0%	1	25.0%	100.0%
7,500 万未満	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%
1 億未満	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%
1.25 億未満	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%
1.5 億未満	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%
1.75 億未満	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%
2 億未満	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%
2.5 億未満	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%
2.5 億以上	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%
	4			4		

○併せて参照して欲しい調査項目：F2.F11.F29（経常収益・事業費分析）

○調査項目（F21）：福岡県 / 居住支援系 / 補助金等

福岡県で共同生活援助事業の調査対象とした NPO 法人 23 法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業、生活介護事業を実施している 19 法人を除いた 4 法人（決算書類で数値を集計できなかった 2 法人は除く。）について、法人の補助金等を分析した結果である。

補助金と助成金の合計を、11 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。

補助金等の平均値は 8,552 千円、2 法人なので中央値も同額の 8,552 千円であった。

区 分	法人数	構成割合	累計
250 万未満	0	0.0%	0.0%
500 万未満	0	0.0%	0.0%
750 万未満	1	50.0%	50.0%
1,000 万未満	0	0.0%	50.0%
1,500 万未満	1	50.0%	100.0%
2,000 万未満	0	0.0%	100.0%
2,500 万未満	0	0.0%	100.0%
3,000 万未満	0	0.0%	100.0%
5,000 万未満	0	0.0%	100.0%
1 億未満	0	0.0%	100.0%
1 億以上	0	0.0%	100.0%
	2		

○併せて参照して欲しい調査項目：F3.F12.F30（補助金等分析）

○調査項目（F22）：福岡県 / 居住支援系 / 事業収益

福岡県で共同生活援助事業の調査対象とした NPO 法人 23 法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業、生活介護事業を実施している 19 法人を除いた 4 法人について、法人の事業収益を分析した結果である。

事業収益の合計を、11 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。
 分類階層では、1,000 万円未満の法人数が 2 法人（50%）で、一番多い結果となり、3,000 万円未満の法人ばかりとなった。

経常収益の分析と同様、就労系事業や生活介護事業を併せて行っている法人を除いた法人の分析であるため、事業収益の規模は小さくなっている。

事業収益の平均値は 13,401 千円、中央値は、10,524 千円であった。

区 分	法人数	構成割合	累計
1,000 万未満	2	50.0%	50.0%
2,000 万未満	1	25.0%	75.0%
3,000 万未満	1	25.0%	100.0%
4,000 万未満	0	0.0%	100.0%
5,000 万未満	0	0.0%	100.0%
7,500 万未満	0	0.0%	100.0%
1 億未満	0	0.0%	100.0%
1.5 億未満	0	0.0%	100.0%
2 億未満	0	0.0%	100.0%
2.5 億未満	0	0.0%	100.0%
2.5 億以上	0	0.0%	100.0%
	4		

○併せて参照して欲しい調査項目：F4.F13.F31（事業収益分析）

○調査項目（F23）：福岡県 / 居住支援系 / その他の収益

福岡県で共同生活援助事業の調査対象とした NPO 法人 23 法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業、生活介護事業を実施している 19 法人を除いた 4 法人について、法人のその他の収益を分析した結果である。

その他の収益の合計を、10 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。
 分類階層では、10 万円未満の階層の法人数が、2 法人（50%）と一番多い結果となった。

その他の収益合計の平均値は、1,267 千円と 250 万円以上 500 万円未満のその他の収益があった 1 法人に引っ張られる形で上振れしているため、中央値は、489 千円であった。

区 分	法人数	構成割合	累計
10 万未満	2	50.0%	50.0%
50 万未満	0	0.0%	50.0%
100 万未満	1	25.0%	75.0%
200 万未満	0	0.0%	75.0%
250 万未満	0	0.0%	75.0%
500 万未満	1	25.0%	100.0%
750 万未満	0	0.0%	100.0%
1,000 万未満	0	0.0%	100.0%
5,000 万未満	0	0.0%	100.0%
5,000 万以上	0	0.0%	100.0%
	4		

○併せて参照して欲しい調査項目：F5.F14.F32（その他の収益分析）

○調査項目（F24）：福岡県 / 居住支援系 / 管理費

福岡県で共同生活援助事業の調査対象としたNPO法人23法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業、生活介護事業を実施している19法人を除いた4法人について、法人の管理費を分析した結果である。

管理費の合計を、10階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。
分類階層では、10万円以上50万円未満と100万円以上200万円未満の法人数がそれぞれ2法人（50%）ずつとなっている。

管理費の合計が200万円未満の法人が全てで、法人規模が小さいことが考えられる。

管理費の合計額の平均値は780千円、中央値は619千円となっている。こちらもやはり常勤職員の雇用が難しい金額となっている。

区 分	法人数	構成割合	累計
10万未満	0	0.0%	0.0%
50万未満	2	50.0%	50.0%
100万未満	0	0.0%	50.0%
200万未満	2	50.0%	100.0%
250万未満	0	0.0%	100.0%
500万未満	0	0.0%	100.0%
750万未満	0	0.0%	100.0%
1,000万未満	0	0.0%	100.0%
5,000万未満	0	0.0%	100.0%
5,000万以上	0	0.0%	100.0%
	4		

○併せて参照して欲しい調査項目：F6.F15.F33（管理費分析）

○調査項目（F25）：福岡県 / 居住支援系 / 当期経常増減額

福岡県で共同生活援助事業の調査対象としたNPO法人23法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業、生活介護事業を実施している19法人を除いた4法人について、法人の当期経常増減額を分析した結果である。

当期経常増減額を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。
分類階層では、500万円未満の赤字法人数が2法人（50%）となり、一番多かった。

当期経常増減額の合計額の平均値は、606千円と200万円以上の当期経常増減額があった1法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、249千円となっている。

区 分	法人数	構成割合	累計
△1,000万以上	0	0.0%	0.0%
△500万以上	0	0.0%	0.0%
0未満	2	50.0%	50.0%
100万未満	1	25.0%	75.0%
200万未満	0	0.0%	75.0%
300万未満	1	25.0%	100.0%
400万未満	0	0.0%	100.0%
500万未満	0	0.0%	100.0%
1,000万未満	0	0.0%	100.0%
5,000万未満	0	0.0%	100.0%
5,000万以上	0	0.0%	100.0%
	4		

○併せて参照して欲しい調査項目：F7.F16.F34（当期経常増減額分析）

○調査項目（F26）：福岡県 / 居住支援系 / 正味財産合計額

福岡県で共同生活援助事業の調査対象としたNPO法人23法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業、生活介護事業を実施している19法人を除いた4法人について、法人の正味財産合計額を分析した結果である。

正味財産合計額を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。
分類階層では、0円以上500万円未満の正味財産合計額が2法人（50.0%）で、最多階層となった。残りの2法人は正味財産合計額がマイナスになっている。

正味財産合計額の平均値は△635千円、中央値は△705千円といずれもマイナスの数値となっている。

区 分	法人数	構成割合	累計
△ 1,000 万以上	0	0.0%	0.0%
△ 500 万以上	1	25.0%	25.0%
0 未満	1	25.0%	50.0%
500 万未満	2	50.0%	100.0%
1,000 万未満	0	0.0%	100.0%
2,500 万未満	0	0.0%	100.0%
5,000 万未満	0	0.0%	100.0%
7,500 万未満	0	0.0%	100.0%
1 億未満	0	0.0%	100.0%
1.5 億未満	0	0.0%	100.0%
1.5 億以上	0	0.0%	100.0%
	4		

○併せて参照して欲しい調査項目：F8.F17.F35（正味財産合計額分析）

○調査項目（F27）：福岡県 / 居住支援系 / 申告内容

福岡県で共同生活援助事業の調査対象としたNPO法人23法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業、生活介護事業を実施している19法人を除いた4法人について、法人税の申告状況を分析した結果である。

1 租税公課科目以外に法人税を別の科目で表示している法人の状況

4法人中1法人が租税公課科目以外に法人税住民税等科目を表記しており、そのうち、法人住民税の均等割（71,000円*1）以上の金額の記載のある法人は、1法人であり、均等割りのみの金額であった。

区 分	法人数	構成割合	累計
0 又は記載なし		0.0%	0.0%
25 万未満	1	100.0%	100.0%
50 万未満		0.0%	100.0%
75 万未満		0.0%	100.0%
100 万未満		0.0%	100.0%
500 万未満		0.0%	100.0%
1,000 万未満		0.0%	100.0%
2,000 万未満		0.0%	100.0%
3,000 万未満		0.0%	100.0%
3,000 万以上		0.0%	100.0%
	1		

2 租税公課科目のみを表示している法人の状況

4 法人から1の法人税住民税等科目を表記している法人（1法人）を除いた3法人が、租税公課科目がある、または 租税公課科目の表記のない法人であった。

そのうち租税公課科目に71,000円*1以上の金額が記載された法人は1法人であったが、内訳が不明なため、固定資産税や消費税である可能性も拭いきれない。

そのため、租税公課科目の金額が、次の算式で得た金額以上の法人を抽出し、法人税の申告をしていると推定される法人を絞り込んだところ、1法人全てが該当した。

【算式】 租税公課科目の金額 \geq (当期経常増減額 - その他の収益計) \times 15% (法人税の基本税率) + 71,000円*1 (均等割税額)

3 申告想定法人

法人税の申告法人は、単純に1の1法人（法人税住民税等科目：71,000円*1以上）と2の1法人（租税公課科目：71,000円*1以上）を合計すると2法人となり、全体に占める法人税の申告割合は50%となる。

また、2の計算式により法人税の申告法人を絞り込んだ法人も同じく2法人となるため、法人税の申告割合は50%となる。

なお、この2法人には、施設運営や法外サービスを受託するなど、障害福祉サービス以外の事業を全ての法人が実施している。

仮に、これら障害福祉サービス事業以外の事業を実施している2法人を除くと、申告想定法人は0法人となり、全体の法人税の申告割合を求めると、0%となる。

*1 福岡県の均等割は21,000円、北九州市の均等割60,000円となっている。北九州市内の事業所に関しては81,000円以上で判断している

○併せて参照して欲しい調査項目：F9.F18.F36（申告内容分析）

○調査項目（F28）：福岡県 / 訪問系 / 事業種別

福岡県で居宅介護事業又は重度訪問介護事業を実施していると思われたNPO法人33法人のうち、事業報告書等を入手し、介護保険法に基づくサービス事業、継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業、生活介護事業、共同生活援助事業を実施している26法人を除いた7法人で、訪問系以外にどのような障害福祉サービスを実施しているかを分析した結果である。

1 実施している事業数

調査対象の33法人のうち、介護保険サービスを実施している法人が約6割の20法人存在した。福岡県も同様に ①歴史的に介護保険の訪問介護事業者であった法人が障害者向けに居宅介護事業を実施する場合と、②障害者向けのサービスを実施する中で、65歳以上で介護保険に移行した利用者や特定疾患の障害者に介護保険適用をする場合の2通りが考えられるが、資格や支援内容などが訪問介護事業と親和性が高く、多くの法人が介護保険サービスの適用事業者となっていた。この介護保険サービス事業者を除き、居宅介護事業又は重度訪問介護事業のみ実施している法人は6法人（85.7%）であり、訪問系以外に1事業が1法人であった。

2 実施している事業種類

訪問系以外では、放課後等デイサービスが行われている。

事業分類	法人数
放課後等デイサービス	1
居宅介護（※1）	7
合計（※2）	8

※1 重度訪問介護、行動援護、同行援護を含む

※2 法人で複数の事業を実施しているため合計は、調査法人数（7）と一致しない。

○併せて参照して欲しい調査項目：F1.F10.F19（事業種別分析）

○調査項目（F29）：福岡県 / 訪問系 / 経常収益・事業費

福岡県で居宅介護事業又は重度訪問介護事業の調査対象とした NPO 法人 33 法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、介護保険法に基づくサービス事業、就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業、生活介護事業、共同生活援助事業を実施している 26 法人を除いた 7 法人について、法人の規模を分析した結果である。

経常収益合計額、事業費合計額ともに 10 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。分類階層では、経常収益、事業費ともに 2,500 万円未満の法人数が一番多い結果となった。

経常収益がある 5,000 万円未満の法人が、ほぼ全ての 6 法人（85.7%）あり、事業費においては 5000 万円未満の法人が、全てとなった。

経常収益と事業費の平均値は、それぞれ 30,688 千円と 18,186 千円であり、中央値は、経常収益 25,297 千円、事業費 17,525 千円であった。他地域と比べて経常収益と事業費共に、中央値は半分となっている。

区分	経常収益計			事業費計		
	法人数	構成割合	累計	法人数	構成割合	累計
2,500 万未満	3	42.9%	42.9%	5	71.4%	71.4%
5,000 万未満	3	42.9%	85.7%	2	28.6%	100.0%
7,500 万未満	1	14.3%	100.0%	0	0.0%	100.0%
1 億未満	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%
1.25 億未満	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%
1.5 億未満	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%
1.75 億未満	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%
2 億未満	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%
2.5 億未満	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%
2.5 億以上	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%
	7			7		

○併せて参照して欲しい調査項目：F2.F11.F20（経常収益・事業費分析）

○調査項目（F30）：福岡県 / 訪問系 / 補助金等

福岡県で居宅介護事業又は重度訪問介護事業の調査対象とした NPO 法人 33 法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、介護保険法に基づくサービス事業、就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業、生活介護事業、共同生活援助事業を実施している 26 法人を除いた 7 法人（決算書類で数値を集計できなかった 6 法人は除く。）について、法人の補助金等を分析した結果である。

補助金と助成金の合計を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。
 分類階層では、250万円未満の法人数の1件のみとなった。
 補助金等の平均値は120千円、中央値も同じく120千円であった。

区分	法人数	構成割合	累計
250 万未満	1	100.0%	100.0%
500 万未満	0	0.0%	100.0%
750 万未満	0	0.0%	100.0%
1,000 万未満	0	0.0%	100.0%
1,500 万未満	0	0.0%	100.0%
2,000 万未満	0	0.0%	100.0%
2,500 万未満	0	0.0%	100.0%
3,000 万未満	0	0.0%	100.0%
5,000 万未満	0	0.0%	100.0%
1 億未満	0	0.0%	100.0%
1 億以上	0	0.0%	100.0%
	1		

○併せて参照して欲しい調査項目：F3.F12.F21（補助金等分析）

○調査項目（F31）：福岡県 / 訪問系 / 事業収益

福岡県で居宅介護事業又は重度訪問介護事業の調査対象としたNPO法人33法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、介護保険法に基づくサービス事業、就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業、生活介護事業、共同生活援助事業を実施している26法人を除いた7法人について、法人の事業収益を分析した結果である。

事業収益の合計を、11階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。
 分類階層では、2階層において法人数が2法人（28.6%）となり、最多階層が分散していた。
 事業収益の平均値は28,758千円、中央値は25,287千円であった。

区分	法人数	構成割合	累計
1,000 万未満	2	28.6%	28.6%
2,000 万未満	0	0.0%	28.6%
3,000 万未満	2	28.6%	57.1%
4,000 万未満	1	14.3%	71.4%
5,000 万未満	1	14.3%	85.7%
7,500 万未満	1	14.3%	100.0%
1 億未満	0	0.0%	100.0%
1.5 億未満	0	0.0%	100.0%
2 億未満	0	0.0%	100.0%
2.5 億未満	0	0.0%	100.0%
2.5 億以上	0	0.0%	100.0%
	7		

○併せて参照して欲しい調査項目：F4.F13.F22（事業収益分析）

○調査項目（F32）：福岡県 / 訪問系 / その他の収益

福岡県で居宅介護事業又は重度訪問介護事業の調査対象としたNPO法人33法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、介護保険法に基づくサービス事業、就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業、生活介護事業、共同生活援助事業を実施している26法人を除いた7法人につ

いて、法人のその他の収益を分析した結果である。

その他の収益の合計を、10階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。
分類階層では、10万円未満の階層の法人数が、4法人（57.1%）と、一番多かった。
全体でも、その他の収益が50万円未満の法人が2/3以上（71.4%）を占めていた。

その他の収益合計の平均値は、1,446千円と750万円以上1,000万円未満のその他の収益があった1法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、74千円であった。

区 分	法人数	構成割合	累計
10 万未満	4	57.1%	57.1%
50 万未満	1	14.3%	71.4%
100 万未満	0	0.0%	71.4%
200 万未満	1	14.3%	85.7%
250 万未満	0	0.0%	85.7%
500 万未満	0	0.0%	85.7%
750 万未満	0	0.0%	85.7%
1,000 万未満	1	14.3%	100.0%
5,000 万未満	0	0.0%	100.0%
5,000 万以上	0	0.0%	100.0%
	7		

○併せて参照して欲しい調査項目：F5.F14.F23（その他の収益分析）

○調査項目（F33）：福岡県 / 訪問系 / 管理費

福岡県で居宅介護事業又は重度訪問介護事業の調査対象としたNPO法人33法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、介護保険法に基づくサービス事業、就労継続支援事業（A型・B型）、就労移行支援事業、生活介護事業、共同生活援助事業を実施している26法人を除いた7法人について、法人の管理費を分析した結果である。

管理費の合計を、10階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。
分類階層では、250万円以上500万円未満の法人数が3法人（42.9%）と一番多い結果となったが、200万円未満に2法人あり、低階層帯に集約されている。

管理費の合計が500万円未満の法人が全体の約7割を占めており、常勤の事務局員を雇用できる状態ではないと思われる。

管理費の合計額の平均値は、4,902千円と1,000万円以上5000万円未満の管理費があった1法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、3,218千円となっている。

区 分	法人数	構成割合	累計
10 万未満	1	14.3%	14.3%
50 万未満	0	0.0%	14.3%
100 万未満	0	0.0%	14.3%
200 万未満	1	14.3%	28.6%
250 万未満	0	0.0%	28.6%
500 万未満	3	42.9%	71.4%
750 万未満	1	14.3%	85.7%
1,000 万未満	0	0.0%	85.7%
5,000 万未満	1	14.3%	100.0%

5,000 万以上	0	0.0%	100.0%
	7		

○併せて参照して欲しい調査項目：F6.F15.F24（管理費分析）

○調査項目（F34）：福岡県 / 訪問系 / 当期経常増減額

福岡県で居宅介護事業又は重度訪問介護事業の調査対象とした NPO 法人 33 法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、介護保険法に基づくサービス事業、就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業、生活介護事業、共同生活援助事業を実施している 26 法人を除いた 7 法人について、法人の当期経常増減額を分析した結果である。

当期経常増減額を、11 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。
 分類階層では、100 万円未満の黒字法人数が 3 法人（42.9%）となり、一番多い階層となった。
 赤字法人数も 1 法人（14.3%）あり、300 万円未満に全ての法人が当てはまる状況となっている。
 当期経常増減額の合計額の平均値は 818 千円、中央値は 486 千円となっている。他地域と中央値はあまり変わらない結果となる。

区 分	法人数	構成割合	累計
△ 1,000 万以上	0	0.0%	0.0%
△ 500 万以上	0	0.0%	0.0%
0 未満	1	14.3%	14.3%
100 万未満	3	42.9%	57.1%
200 万未満	2	28.6%	85.7%
300 万未満	1	14.3%	100.0%
400 万未満	0	0.0%	100.0%
500 万未満	0	0.0%	100.0%
1,000 万未満	0	0.0%	100.0%
5,000 万未満	0	0.0%	100.0%
5,000 万以上	0	0.0%	100.0%
	7		

○併せて参照して欲しい調査項目：F7.F16.F25（当期経常増減額分析）

○調査項目（F35）：福岡県 / 訪問系 / 正味財産合計額

福岡県で居宅介護事業又は重度訪問介護事業の調査対象とした NPO 法人 33 法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、介護保険法に基づくサービス事業、就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業、生活介護事業、共同生活援助事業を実施している 26 法人を除いた 7 法人について、法人の正味財産合計を分析した結果である。

正味財産合計額を、11 階層に区分し、各階層別の法人数を把握した。
 分類階層では、0 円以上 500 万円未満の法人数が 4 法人（57.1%）であり、一番多い階層となっている。
 また、正味財産がマイナスとなっている法人も 2 法人存在しており、財務内容には厳しい法人が多い。
 正味財産合計額の平均値は、4,569 千円と 2,500 万円以上 5,000 万円未満の正味財産合計額があった 1 法人に引っ張られる形で上振れしているが、中央値は、1,986 千円となっている。

区 分	法人数	構成割合	累計
△ 1,000 万以上	0	0.0%	0.0%
△ 500 万以上	0	0.0%	0.0%
0 未満	2	28.6%	28.6%

500 万未満	4	57.1%	85.7%
1,000 万未満	0	0.0%	85.7%
2,500 万未満	0	0.0%	85.7%
5,000 万未満	1	14.3%	100.0%
7,500 万未満	0	0.0%	100.0%
1 億未満	0	0.0%	100.0%
1.5 億未満	0	0.0%	100.0%
1.5 億以上	0	0.0%	100.0%
	7		

○併せて参照して欲しい調査項目：F8.F17.F26（正味財産合計額分析）

○調査項目（F36）：福岡県 / 訪問系 / 申告内容

福岡県で居宅介護事業又は重度訪問介護事業の調査対象とした NPO 法人 33 法人のうち、事業報告書等が入手できた法人で、介護保険法に基づくサービス事業、就労継続支援事業（A 型・B 型）、就労移行支援事業、生活介護事業、共同生活援助事業を実施している 26 法人を除いた 7 法人について、法人税の申告状況を分析した結果である。

1 租税公課科目以外に法人税を別の科目で表示している法人の状況

7 法人中 5 法人が租税公課科目以外に法人税住民税等科目を表記しており、そのうち、法人住民税の均等割（71,000 万円 *1）以上の金額の記載のある法人は、5 法人（うち、均等割のみ 1 法人）あった。

区分	法人数	構成割合	累計
0 又は記載なし	0	0.0%	0.0%
25 万未満	3	60.0%	60.0%
50 万未満	1	20.0%	80.0%
75 万未満	1	20.0%	100.0%
100 万未満	0	0.0%	100.0%
500 万未満	0	0.0%	100.0%
1,000 万未満	0	0.0%	100.0%
2,000 万未満	0	0.0%	100.0%
3,000 万未満	0	0.0%	100.0%
3,000 万以上	0	0.0%	100.0%
	5		

2 租税公課科目のみを表示している法人の状況

7 法人から 1 の法人税住民税等科目を表記している法人（5 法人）を除いた 2 法人が、租税公課科目がある、または 租税公課科目の表記のない法人であった。

そのうち租税公課科目に 71,000 円 *1 以上の金額が記載された法人はゼロであった。

3 申告想定法人

法人税の申告法人は、単純に 1 の 5 法人（法人税住民税等科目：71,000 円 *1 以上）のみとなる。全体に占める法人税の申告割合は 71.4% となる。

就労系の障害福祉サービスを実施している NPO 法人よりも申告割合が高い結果となった理由には、介護保険サービス適用事業者と同様に居宅介護事業を医療保健業として判定している法人が、一定程度存在すると思われることが考えられる。

○併せて参照して欲しい調査項目：F9.F18.F27（申告内容分析）